



石狩振興局

地域災害対策要綱

石狩振興局地域災害対策連絡協議会

石 狩 振 興 局

目 次

第1章	目的	1
第2章	防災体制	1
第1節	防災組織	2
第1	災害対策地方本部等の設置	2
1	災害対策地方本部	2
2	災害対策地方連絡本部	4
3	現地災害対策本部等	5
4	災害対策現地合同本部	5
第2	災害対策地方本部の組織	6
1	組織	6
2	運営	7
3	防災関係機関からの職員等の派遣	7
第3	各班の事務分担	8
第4	職員の配備体制	13
1	配備計画	13
2	配備の基準	14
3	勤務時間外、休日等の緊急参集等	15
4	配備体制の伝達系統	15
5	被害情報等の報告	15
6	体制の切替、解除及び縮小	15
第2節	災害情報等通信計画	17
第1	気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、 指定河川洪水予報及び火災気象通報	17
1	気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び伝達	17
2	注意報・警報の基準(石狩地方)	20
3	気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達	24
4	キキクル(大雨警報)・洪水警報の危険度分布	25
5	気象情報等	25
第2	水防法・気象業務法に基づく予報伝達系統	27
1	水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関	27
2	水防活動用気象等警報及び注意報	27
3	指定河川洪水予報	29
4	国の機関が行う洪水予報	30
5	知事が行う洪水予報	31
第3	水防警報	32
1	安全確保の原則	32
2	洪水高潮時の河川に関する水防警報	32
3	津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準	33
4	国土交通大臣が行う水防警報	33
5	知事が行う水防警報	33
第4	雨量・水位等の通報・公表	36
第5	ダム操作情報の伝達系統	37
1	ダム操作情報伝達系統図	37
2	水防上重要ダム操作通報先一覧表	38
第6	地震・津波に関する伝達系統	39
1	緊急地震速報の発表等	39
2	緊急地震速報の伝達	39
3	緊急地震速報で用いる区域等の名称	39
第7	津波警報等の種類及び内容	40
1	津波警報等の種類	40
2	発表基準・解説・発表される津波の高さ等	40
3	地震及び津波に関する情報	42
4	津波警報等伝達系統図	45
	気象庁震度階級関連解説表	46
第8	火災気象通報伝達系統	50
1	通報基準	50
2	伝達系統	50
第9	火山現象に関する情報の収集及び伝達	50
1	火山周辺市町村及び噴火警報等発表官署	50

2	火山現象に関する情報	50
	噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表	50
3	噴火警報等伝達系統図	54
	樽前山の噴火警戒レベル表	55
第10	異常現象を発見した者の措置等	56
1	通報義務	56
2	警察官等の通報	56
3	市町村長の通報	56
4	異常気象	56
5	連絡系統図	56
第3節	災害情報及び被害状況報告	57
第1	災害情報等通信系統	57
1	災害情報等通信系統図	57
2	副通信系統	57
3	関係機関連絡先	57
第2	災害情報及び被害状況報告	62
	災害情報等報告取扱要領	62
第3章	災害応急対策計画	71
第1節	災害広報・情報提供計画	71
第2節	避難対策計画	71
第3節	応急措置実施計画	72
第4節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	79
第5節	広域応援・受援計画	81
第6節	ヘリコプター活用計画	81
第7節	救助救出計画	87
第8節	医療救護計画	87
第9節	防疫計画	87
第10節	災害警備計画	88
第11節	交通応急対策計画	88
第12節	輸送計画	88
第13節	食料供給計画	88
第14節	給水計画	88
第15節	衣料、生活必需物資供給計画	88
第16節	石油類燃料供給計画	89
第17節	電力施設災害応急計画	89
第18節	ガス施設災害応急計画	89
第19節	上下水道施設対策計画	89
第20節	応急土木対策計画	89
第21節	被災宅地安全対策計画	89
第22節	住宅対策計画	90
第23節	被災建築物安全対策計画	90
第24節	障害物除去計画	90
第25節	文教対策計画	90
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	90
第27節	家庭動物対策計画	91
第28節	応急飼料計画	91
第29節	廃棄物処理等計画	91
第30節	防災ボランティアとの連携計画	91
第31節	労務供給計画	91
第32節	職員応援派遣計画	91
第33節	災害救助法の適用と実施	91
第34節	積雪・寒冷対策計画	101
第35節	津波災害応急対策計画	101
第4章	事故災害対策計画	102
第1節	海上災害対策計画	102
1	海難対策計画	102
2	流出油等対策計画	102
第2節	航空災害対策計画	103
第3節	鉄道災害対策計画	105
第4節	道路災害対策計画	106
第5節	危険物等災害対策計画	108

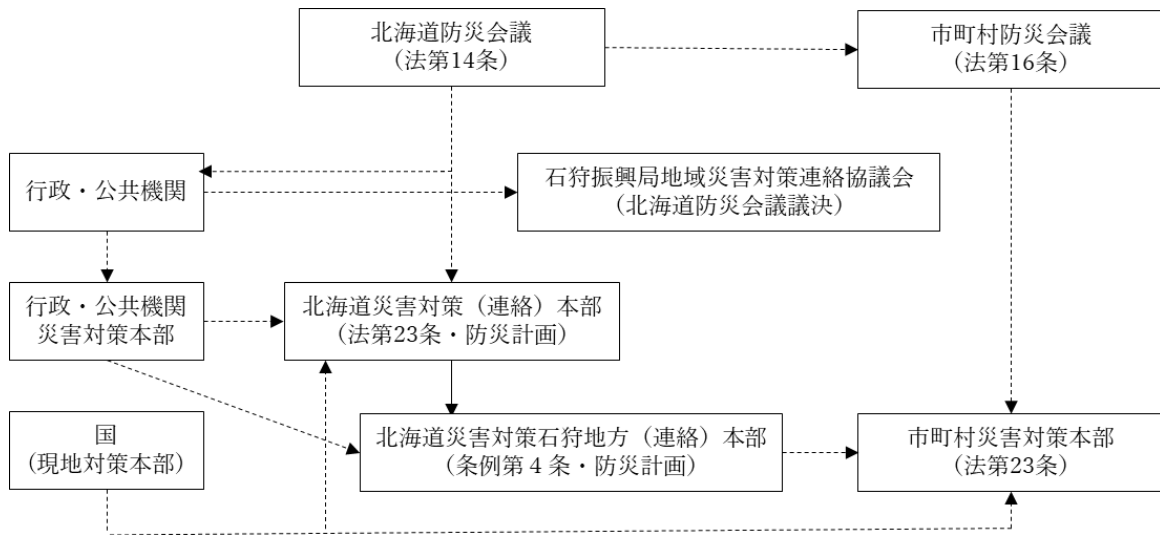
第6節	大規模な火事災害対策計画	109
第7節	林野火災対策計画	109
第8節	大規模停電災害対策計画	110
第5章	災害復旧・被災者援護計画域	111
第1節	災害応急金融計画	111
第2節	災害義援金募集（分配）計画	111
第6章	災害による被害発生予想区域	112
資料編		
1	北海道防災会議条例	113
2	北海道防災会議運営規程	114
3	石狩振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱	115
4	石狩振興局地域災害対策連絡協議会運営規程	115
5	石狩振興局地域災害対策連絡協議会	116
6	北海道災害対策本部条例	120
7	北海道災害対策本部運営規程	121
8	北海道災害対策本部運営要領	124
9	災害対策現地合同本部設置要綱	127
10	北海道事務決裁規程（抜粋）	130

第 1 章 目 的

北海道地域防災計画及び北海道水防計画の定めるところにより、石狩振興局及び石狩管内の道の地方部局が北海道防災会議構成機関の地方部局等と連携し、実施する災害対策の処理要綱を定めるものとする。

第 2 章 防災体制

災害の応急及び復旧対策諸活動に即応する体制を確立し、総合的な災害対策を実施するため、石狩振興局地域の防災体制を次のとおりとする。



- (注) 1 本図における表示は次の事項を表わす。
- (1) **—————▶** 命令系統
 - (2) **.....▶** 指示勧告又は相互連絡協力系統
- 2 本文における略称は次のとおりとする。
- (1) 「 法 」・・・災害対策基本法
 - (2) 「 条例 」・・・北海道災害対策本部条例
 - (3) 「 防災計画 」・・・北海道地域防災計画
 - (4) 「 地方本部 」・・・北海道災害対策石狩地方本部
 - (5) 「地方連絡本部」・・・北海道災害対策石狩地方連絡本部
 - (6) 「危機対策課」・・・北海道総務部危機対策局危機対策課
 - (7) 「危機対策室」・・・北海道石狩振興局地域創生部危機対策室
 - (8) 「地域政策課」・・・北海道石狩振興局地域創生部地域政策課
 - (9) 「建設管理部」・・・北海道空知総合振興局札幌建設管理部

第1節 防災組織

第1 災害対策地方本部等の設置

1 災害対策地方本部

(1) 設置

災害対策本部を設置する場合は、知事は、石狩振興局に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

設 置 基 準	
1 次のような災害・事故が発生し、知事が必要と認めたとき	
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> 管内に震度6弱以上の地震が発生したとき 管内沿岸に大津波警報が発表されたとき 道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される時。（噴火警戒レベル4相当以上）
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時 人命の救助救出活動の難航が予想される時 多くの死傷者が発生したとき
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想される時 人命の救助救出活動の難航が予想される時
鉄道災害 道路災害 危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき 人命の救助救出活動の難航が予想される時
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> 火災が複数の市町村にわたり、消火活動の難航が予想される時 人命の救助救出活動の難航が予想される時
大規模停電 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> 各地で冷（湿）害被害が発生したとき

(2) 組織等

ア 組織

地方本部に地方本部長を置き、地方本部長は石狩振興局長とする。

地方本部長は、災害対策本部長（知事）の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

イ 運営

条例及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによる。

- (3) 設置場所
 地方本部は、石狩振興局に設置する。
 なお、必要に応じて、地方本部に災害対策指揮室を設置することができる。この場合においては、次のとおりとする。
- (4) 災害対策地方本部指揮室
 ア 災害対策地方本部指揮室の設置
 地方本部長は、災害の規模その他の状況により、当該災害に係る災害応急対策を推進するため、特別の必要があると認めるときは、関係機関等（基本法第23条第7項に規定する関係機関等）へ職員等の参集を要請し、初動対応の指揮命令を担う災害対策地方本部指揮室を設置することができる。
- イ 災害対策地方本部指揮室の組織等
 (ア) 組織
 地方指揮室に室長を置き、副地方本部長とする。
 指揮室長は、地方本部指揮室の各班及び地方本部指揮室に属する職員を指揮監督する。災害対策地方本部の各班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねる。
- (イ) 運営
 災害対策地方本部指揮室の運営は、北海道災害対策本部運営規程及び北海道災害対策本部運営要領に定めるところによる。
- (ウ) 所掌
 地方本部指揮室には、災害対策本部の指揮室に準じた班を置く。なお、班の職員及び所掌事務は、別に当該地方本部の地方本部長が定める。

室長	副地方本部長（副局長（地域創生部、保健環境部、産業振興部担当））		
副室長	地域創生部長（必要に応じて他の地方本部員とすることができる。）		
班名	要員	人員	所掌事務
統括班 2名（3名）	【班長】 ・危機対策課主幹	1名	○災害対策地方本部及び災害対策地方本部指揮室の運営に関すること。 ○災害対策本部指揮室、関係機関との総合調整に関すること。 ○災害対策地方本部との連絡調整に関すること。 ○他班に属さない業務に関すること。
	・危機対策室員 ・総務課員 ・課税課員 ・納税課員	1名 (3名)	
情報班 4名（9名）	【班長】 ・地域政策課管理職員	1名	○市町村の被害状況等の情報収集に関すること。 ○ライフライン（電気・ガス・水道・通信等）や農林水産業並びに建築物等の被害状況、復旧状況の情報収集に関すること ○道路等の被害状況や復旧状況及び通行止め等の道路情報に関する情報収集に関すること ○被害情報の集約と時系列の作成及び情報提供に関すること
	・地域政策課員 ・社会福祉課員 ・環境生活課員 ・産業振興部各課員	3名 (9名)	
調整班 3名（2名）	【班長】 ・危機対策室主査	1名	○災害対策本部指揮室、関係機関との連絡調整に関すること ○災害対策本部指揮室及び関係機関からの情報収集に関すること。 ○地方本部指揮室における特命事項に関すること
	・地域政策課員	2名 (2名)	

- 備考：1 室長不在時においては、副室長が職務を代行する。
 2 人員の配置及び人数は、災害応急対策に係る業務量等に応じ、調整する。調整は、総務班が所管する。なお、表中（ ）は外数で、状況により配置する要員である。
 3 地方指揮室が設置された場合、地方本部連絡員及び地方本部の各班に属する職員は、必要により地方指揮室の要員を兼ねるものとする。

- (5) 廃止
 知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、地方本部を廃止する。
- (6) 通知
 知事は、地方本部を設置したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。
 なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。
- ア 市町村長

イ 防災会議構成機関の長

ウ 設置場所

北海道庁別館庁舎5階大会議室に設置する。ただし、調整班については、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置される災害対策本部指揮室において対応にあたるものとする。

エ 通知

地方本部長は、災害対策地方本部指揮室を設置、又は廃止したときは、直ちに地方本部長、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

オ 廃止

地方本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは災害状況に応じて災害対策地方本部指揮室を廃止する。

2 災害対策地方連絡本部

(1) 設置

災害対策連絡本部を設置する場合は、知事は、知事は、石狩振興局に災害対策地方連絡本部（以下「地方連絡本部」という。）を置くことができる。

また、振興局長は、地方連絡本部を設置することができる。

設 置 基 準	
1 次のような災害・事故が発生し、知事が必要と認めたとき	
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> 管内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 管内沿岸に津波警報が発表されたとき 道内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 大型台風の接近等で被害の発生が予想される時 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想される時 孤立地域、避難者の発生等により応急対策が必要なとき 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想される時 孤立地域の発生等により応急対策が必要なとき ライフライン等の被害が発生し、対策が必要なとき
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生し、又は発生すると予想される時。（噴火警戒レベル3相当）
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> 大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想される時 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> 離着陸事故等で人的被害が発生したとき 小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき
鉄道災害 道路災害	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動の難航が予想される時 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
大規模停電 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助・救助案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想される時

- (2) 組織等
 ア 組織
 地方連絡本部に地方連絡本部長を置き、地方連絡本部長は石狩振興局長とする。
 地方連絡本部長は、連絡本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

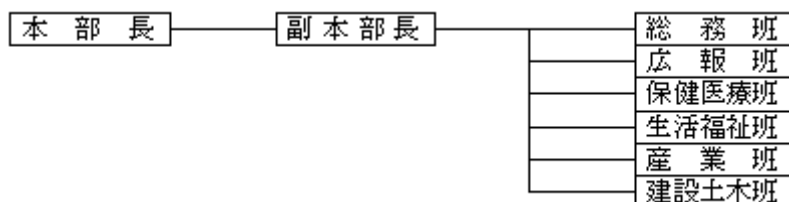
- イ 所掌等
 地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は石狩振興局地域創生部危機対策室において処理する。

- (3) 廃止
 知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、地方連絡本部を廃止する。
 また、知事は、基本法第23条の規定に基づく災害対策本部を設置した場合において、振興局に災害対策地方本部を設置したときは、振興局の地方連絡本部を廃止する。
 なお、振興局長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、知事の承認を得た上で、地方連絡本部を廃止することができる。

3 現地災害対策本部等

- (1) 設置
 本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

[組織図]



(2) 組織等

- ア 組織
 (ア) 現地本部は、条例に基づき、災害対策本部及び地方本部の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。
 (イ) 被災地の地方本部各班は、必要な災害対策に係る連絡調整員を現地本部関連班に派遣し、一体的な対策を実施するものとする。
 (ウ) 住民避難や学校施設被害が想定される場合、教育対策本部は、連絡調整員を現地本部生活福祉班に派遣するものとする。

- イ 複合災害発生時の体制
 複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

- (3) 通知
 本部長は、現地本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

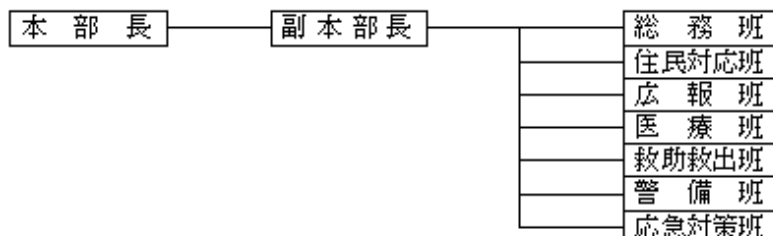
- (4) 廃止
 本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

- (5) 現地災害対策連絡本部の設置
 連絡本部長は、(1) から (4) の規定に準じて、現地災害対策連絡本部を設置することができる。

4 災害対策現地合同本部

- (1) 設置
 災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。
 また、災害の状況により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による石狩地方災害対策現地合同本部を設置することができる。

[組織図]



※地方本部員については、各副局長、各部等及びその他地方部局の長のうちから地方本部長が定める。

各班長については、地方本部員のうちから地方本部長が指名する。

2 運営

地方本部の運営に関しては、「北海道災害対策本部運営規程」（昭和38年1月12日北海道災害対策本部長決定）に準ずるほか、次によるものとする。

(1) 地方本部員会議

ア 地方本部員会議は、地方本部の職務遂行上の重要事項を協議するため、地方本部長（石狩振興局長）が必要と認めた場合に招集・開催する。

イ 災害の規模及び態様により、地方本部長は職務上特に必要と認めた地方本部員により会議を開催することができる。

(2) 地方本部連絡員

ア 地方本部連絡員は、本部員の指名する職員をもって充て、地方本部と各班の連絡調整に当たるものとする。

イ 地方本部員は、あらかじめ地方本部連絡員を指名し、地方本部長に通知するものとする。

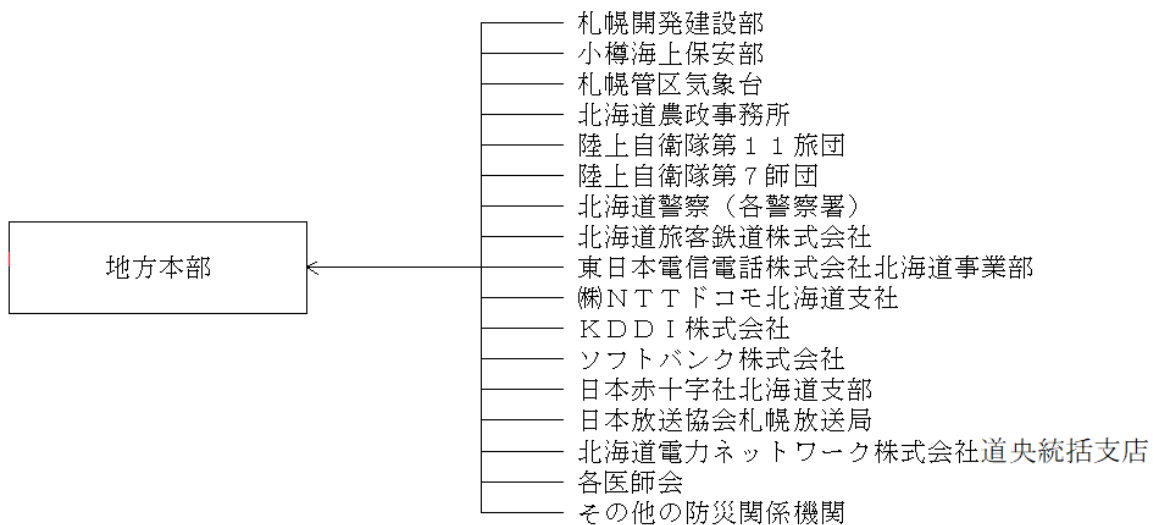
(3) その他

ア 地方本部の庶務は、石狩振興局地域創生部危機対策室において処理する。

イ その他地方本部の運営に関し必要な事項は、地方本部長が定める。

3 防災関係機関からの職員等の派遣

災害時に関係機関相互の緊密な連絡調整を行う必要があるときは、「総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱（北海道防災会議決定）」に基づく管内防災の総合的かつ計画的な促進を図ることを目的とした石狩振興局地域災害対策連絡協議会の構成機関は、災害対策本部長（知事）からの要請に基づき、地方本部に職員を派遣するものとする。



第3 各班の事務分担

班名	課名	係名	対策業務
総務班 (危機対策室・地域政策課・総務課・課税課・納税課)	危機対策室 (総務班代表課) 地域政策課	各係 各主 各査	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達に関すること。 2 水防警報及び洪水予報の受理及び伝達に関すること。 3 水防法に基づく水防管理者等に対する指示に関すること。 4 被害状況等収集及び報告に関すること。 5 停電情報の収集・応急対策の連絡調整に関すること。 (商工労働観光課との情報共有を含む。) 6 地方(連絡)本部等の設置・運営に関すること。 7 振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関すること。 8 市町村長に対する応急措置の実施又は応援の指示の行使に関すること。 9 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 11 災害時における相互応援協定に関すること。 12 災害対策基本法に基づく従事命令等の行使に関すること。 13 防災ボランティアの総合調整に関すること。 14 災害日誌及び災害記録に関すること。 15 北海道災害弔慰金の支給に関すること。 16 北海道自然災害に伴う住宅被害見舞金の支給に関すること。 17 北海道災害対策交付金の交付に関すること。 18 石狩振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 19 防災業務への協力及び災害時における災害応急対策計画等の実施・協力に関すること。 20 災害広報・広聴に関すること。 21 報道機関との連絡調整に関すること。 22 災害報道記事及び写真の収集等に関すること。 23 被災地の市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「被災地の市町村等」という。)の行財政運営に係る助言及び調査等に関すること。 24 被災地の市町村等に対する災害に係る地方財政措置等に関すること。 25 災害に関する統計資料の取りまとめに関すること。
	総務課	各係 各主 各査	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地視察及び災害見舞いに関すること。 2 庁用自動車の運行計画に関すること。 3 災害殉職者の叙勲に関すること。 4 被災道民の相談に関すること。 5 道職員の被災者調査及び福利厚生に関すること。 6 道有施設等の緊急利用に関すること。 7 道有財産及び職員公宅の被害調査・復旧に関すること。 8 防災無線の統制に関すること。 9 災害時の無線通信に関すること。 10 災害通信施設の整備・点検に関すること。 11 宗教法人及び私立学校の被害調査に関すること。 12 災害関係予算の経理・支出に関すること。 13 物品の調達に関すること。 14 総務班内他課への協力に関すること。
	課税課 納税課	各係 各主 各査	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する道税の減免・猶予に関すること。 2 総務班内他課への協力に関すること。

班名	課名	係名	対策業務
保健環境班 (保健環境部)	保健行政室 企画総務課 (保健環境 班代表課) 千歳地域保 健室 企画総務課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の配備体制の確認及び危機対策室への報告に関する事。 2 関係機関並びに班内の連絡調整に関する事。 3 救助実施の指導に関する事。 4 災害救助法等に基づく従事命令等の行使に関する事。 5 市町村の行う応急救助の実施指導援助に関する事。 6 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に関する事。 7 災害救助物資の受入れ及び配分に関する事。 8 介護老人保健施設及び市町村保健センターの被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 9 保健・医療・福祉に係る総合相談に関する事。 10 要配慮者支援に関わる市町村支援に関する事。 11 災害時の応急医療の確保に関する事。 12 医療機関等の被害調査及び応急措置・復旧対策に関する事。 13 災害時の医薬品、その他医療機器の確保及び供給に関する事。 14 災害時の血液の需給計画及び調整に関する事。 15 事関係施設の被害調査及び応急措置・復旧対策に関する事。 16 保健環境班内他課への協力に関する事。
	保健行政室 健康推進課 千歳地域保 健室 健康推進課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防疫計画の作成及び実施に関する事。 2 被災地の感染症の予防に関する事。 3 結核指定医療機関・感染症指定医療機関等の被害調査及び応急措置・復旧対策に関する事。 4 被災者の健康管理の指導に関する事。 5 被災地住民のこころのケアに関する事。 6 精神障がい者の安全医療に関する事。 7 精神病院等関係施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関する事。 8 要配慮者対策（難病患者、精神疾患患者等）に関する事。 9 保健環境班内他課への協力に関する事。
	保健行政室 生活衛生課 千歳地域保 健室 生活衛生課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の環境衛生保持に関する事。 2 水道施設・生活衛生施設・火葬場等の被害調査及び応急措置・復旧対策に関する事。 3 逸走犬の保護・収容等に関する事。 4 災害時の給水計画の作成及び実施に関する事。 5 被災地の死亡獣畜の処理及び死亡獣畜処理場の被害状況調査、応急措置並びに復旧対策に関する事。 6 被災地の食品衛生保持に関する事。 7 保健環境班内他課への協力に関する事。
	石狩地域保健支所		<ol style="list-style-type: none"> 1 保健行政室と連携のもと、災害対策について協力・推進に関する事。 2 保健環境班内他課への協力に関する事。

班名	課名	係名	対策業務
保健環境班 (保健環境境部)	社会福祉課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策（高齢者、身体・知的障がい者、母子・児童）に関すること。 2 被災者のうち低所得者に対する生活福祉資金の貸付に関すること。 3 日赤救助の連絡調整に関すること。 4 救助物資の調達、輸送及び義援金品に関すること。 5 災害ボランティアセンターに係る連絡調整に関すること。 6 老人福祉施設、障害者支援施設（旧法施設を含む。）の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 7 被保護世帯等の被災状況調査に関すること。 8 被災者の生活保護に関すること。 9 介護保険指定事業所の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 10 障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス事業所の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 11 児童福祉施設（障害児施設を除く）の被害調査、入所児の状況調査及び復旧対策に関すること。 12 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金に関すること。 13 保健環境班内他課への協力に関すること。 14 災害時の青少年、女性対策に関すること。
	環境生活課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における生活必需物資の価格動向及び需給調査に関すること。 2 災害時の交通安全対策に関すること。 3 特定の開発行為（他課の所管するものを除く）被害調査等に関すること。 4 災害時における公害対策に関すること。 5 被災地の廃棄物処理の指導に関すること。 6 廃棄物処理施設の被害調査及び復旧対策の指導に関すること。 7 自然公園内の道有施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 8 災害時における特定動物飼養者に対する指導及び連絡調整に関すること。 9 災害時における家庭動物等の飼育者に対する指導に関すること。 10 保健環境班内への協力に関すること。

班名	課名	係名	対策業務
産業経済班 (産業振興部)	商工労働観光課 産業経済班代表課 (地域産業担当部長所管課)	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の配備体制の確認及び危機対策室への報告に関する事。 2 労働及び雇用対策の連絡に関する事。 3 災害時の労働福祉に関する事。 4 商業の被害調査及び復旧対策に関する事。 5 被災商工業の金融に関する事。 6 災害時の生活必需品、燃料、その他物資の供給に関する事。 7 工業の被害調査及び復旧対策に関する事。 8 災害時における火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事。 9 災害時における砂利採取現場及び採石現場の保安に関する事。 10 電力施設の被害状況調査及び復旧対策の連絡調整に関する事。 (危機対策室との情報共有を含む。) 11 電気施設の災害復旧対策の連絡調整に関する事。 12 観光事業関係の被害調査及び復旧対策に関する事。 13 産業経済班内他課への協力に関する事。
	農務課 産業経済班代表課 (産業振興部長所管課)	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業被害(農地及び土地改良施設を除く)の調査報告及び復旧対策に関する事。 2 農業被害の応急措置、対策等の連絡調整に関する事。 3 農業災害対策等の調整に関する事。 4 被災地農家の営農指導に関する事。 5 農業気象に関する注意報の伝達に関する事。 6 農業資金の融通に関する事。 7 農業災害補償に関する事。 8 補助事業関連施設等の被害調査報告に関する事。 9 被災地の病虫害の防除に関する事。 10 農産物種苗等生産資材の確保に関する事。 11 災害時の災害救助用米穀の引渡しに関する事。 12 農畜産物・加工食品の流通に関する事。 13 農産関係被害の調査報告に関する事。 14 被災地の家畜衛生対策に関する事。 15 被災地の家畜の飼養管理に関する事。 16 被災草地及び草地附帯施設の復旧に関する事。 17 採草放牧地及び飼料作物関係の調査報告に関する事。 18 農畜飼料の確保に関する事。 19 産業経済班内他課への協力に関する事。
	調整課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業農村整備事業の被害状況調査に係る連絡調整に関する事。 2 農業基盤整備事業に係る融資に関する事。 3 海岸保全区域内(農林水産省所管)の被害状況調査に関する事。 4 所管業務の災害対策についての協力推進に関する事。 5 産業経済班内他課への協力に関する事。
	整備課	各係 各主査	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業農村整備事業発注工事の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 2 農地及び土地改良施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 3 所管業務の災害対策についての協力推進に関する事。 4 産業経済班内他課への協力に関する事。

班名	課名	係名	対策業務
産業経済班 (産業振興部)	林務課	各係 各主査	<ul style="list-style-type: none"> 1 林野災害についての情報の収集・伝達に関する事。 2 林野災害についての警防に関する事。 3 林業関係被害の取りまとめに関する事。 4 林産物及び林産施設の被害調査に関する事。 5 災害応急復旧用材の需給計画に関する事。 6 林業資金の融資に関する事。 7 造林地及び苗畑の被害調査に関する事。 8 被災地林野の防疫に関する事。 9 森林保険に関する事 10 林道施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 11 山地・防災林及び治山施設の被害調査並びに復旧対策に関する事。 12 保安林の被害調査に関する事。 13 産業経済班内他課への協力に関する事。
	水産課	各係 各主査	<ul style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害状況調査及び復旧対策並びに連絡調整に関する事。 2 被災漁家の援護対策に関する事。 3 水産関係災害復旧資金に関する事。 4 漁業災害補償及び漁船損害補償に関する事。 5 内水面漁業施設の被害調査並びに復旧対策に関する事 6 水産基盤整備事業による増殖施設等の被害調査及び復旧対策に関する事。 7 漁港施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 8 産業経済班内他課への協力に関する事。
	建設指導課	各係 各主査	<ul style="list-style-type: none"> 1 市町村公共土木施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 2 市町村における応急復旧活動の助言に関する事。 3 建築物の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 4 被災地の建築指導に関する事。 5 住宅支援機構の災害復興住宅建設資金等の融資に関する事。 6 被災建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事。 7 宅地の被害状況の情報収集及び報告に関する事。 8 災害時の建築用復旧資材の需給計画に関する事。 9 公営住宅の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 10 産業経済班内他課への協力に関する事。
	石狩森林室		<ul style="list-style-type: none"> 1 所管業務に係る被災状況調査及び応急措置・復旧対策に関する事。 2 産業経済班内他課への協力に関する事。
	石狩農業改良普及センター (本所、北部支所) 石狩家畜保健衛生所 石狩地区水産技術普及指導所		<ul style="list-style-type: none"> 1 所管業務の被害調査及び応急措置並びに復旧に関する事。 2 所管業務の災害対策について協力、推進に関する事。 3 産業経済班内他課への協力に関する事。

班名	課名	係名	対策業務
土木技術班 (空知総合振興局札幌建設管理部)	建設行政課	各係 各主査	1 連絡・巡視・その他必要な業務に係る公用車の配備に関する事 2 活動に必要な物資等の確保に関する事 3 その他、他の課に属さない事務処理に関する事 4 土木技術班内他課への協力に関する事
	維持管理課 土木技術班 代表課	各主査	1 班内の配備体制の確認及び危機対策室への報告に関する事 2 気象観測所、その他関係機関との情報収集、連絡に関する事 3 通行規制等の情報収集及び伝達に関する事 4 水防警報の発表に関する事 5 土木技術班内他課への協力に関する事
	道路課	各主査	1 道路・橋りょう・その他公共土木施設の被災情報の収集及び被災箇所の 応急対策並びに交通の確保に関する事 2 本部、その他関係機関との情報収集及び被害状況報告に関する事 3 土木技術班内他課への協力に関する事
	治水課	各主査	1 河川・ダム・その他公共土木施設の被災情報の収集及び被災箇所の応急 対策に関する事 2 本部、その他関係機関との情報収集及び被害状況報告に関する事 3 市町村及び水防団体等に対する技術指導に関する事 4 土砂災害警戒情報の発表に関する事 5 土木技術班内他課への協力に関する事
	地域調整課	各係 各主査	1 災害広報に関する事 2 災害情報等の取りまとめに関する事 3 市町村及び水防団体等に対する技術指導に関する事 4 土木技術班内他課への協力に関する事
	入札契約課 用地課	各主査	1 班長が特に指示する業務の他に、土木技術班他課への協力に関する こと
	事業課	各主査	1 河川・その他公共土木施設等のパトロール及び現況報告に関する事 2 市町村及び水防団体等に対する技術指導に関する事 3 被災箇所の応急対策に関する事 4 関係機関との情報収集及び報告に関する事 5 土木技術班内他課への協力に関する事
	千歳出張所 当別出張所	各主査	1 道路・橋りょう・河川・ダム・その他公共土木施設等のパトロール及び現 況報告に関する事 2 市町村及び水防団体等に対する技術指導に関する事 3 被災箇所の応急対策に関する事 4 関係機関との情報収集及び報告に関する事 5 土木技術班内他課への協力に関する事

班名	機関名	対策業務
協力班	石狩教育局 札幌高等技術専門学院 札幌道税事務所 空知総合振興局森林室 胆振総合振興局森林室 児童相談室・北海道博物館 その他管内出先機関	1 各所属ごとに配備体制の確認及び危機対策室への報告に関する事 2 所管業務に係る被災状況調査及び応急措置、復旧対策に関する事 3 他班が行う災害応急措置に対する協力応援に関する事

第4 職員の配備体制（地方本部及び地方連絡本部の設置がない場合を含む。）

1 配備計画

石狩振興局長は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などを予め配備計画として定めるものとする。

なお、石狩振興局危機対策室、地域政策課及び空知総合振興局札幌建設管理部については、第1非常配備での初動対応を行うことから、配備要員人数や具体的な業務内容等を定めた災害対応マニュアルを別途整備し、石狩振興局危機対策室経由で総務部危機対策局へ報告するも

のとする。

また、その他の担当課等において必要に応じて災害対応マニュアルを整備した場合も、同様報告するものとする。

2 配備の基準

種 別	配備時期	配備内容	担当班	担当課
第1 非常配備	①	1 震度4の地震が発生した場合 2 気象業務法に基づく気象・水象・地象に関する警報又は情報（津波警報を除く）等を受けたとき 3 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表されたとき（噴火警戒レベル2相当）	総務班は情報の収集等を行う 土木技術班は施設等の情報収集を行い必要に応じパトロール等の指示を行う	総務班 危機対策室、地域政策課 土木技術班 別に定める
	②	1 津波注意報が発表されたとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき 4 その他必要に応じ、振興局長が非常配備を指示したとき	情報の収集・伝達報告、その他の連絡調整事務を行い、災害の状況に即応した対策を講ずるため、災害の種類に応じ、右の各班の担当課・係等の少数の人員をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	総務班 危機対策室、地域政策課、総務課 保健環境班 保健行政室企画総務課、千歳地域保健室企画総務課 産業経済班 産業振興部各課等 土木技術班 別に定める
第2 非常配備 （災害対策 地方連絡本部）	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 津波警報が発表されたとき 3 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火レベル3相当） 4 上記のほか、災害対策地域連絡本部が設置されたとき 5 その他必要に応じ、振興局長が非常配備を指示したとき	右班の担当課等の所定の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。	総務班 危機対策室、地域政策課、総務課、課税課、納税課 保健環境班 保健行政室各課、千歳地域保健室各課、社会福祉課、環境生活課、 産業経済班 産業振興部各課、石狩森林室、石狩農業改良普及センター（本所、石狩北部支所）、石狩家畜保健衛生所、石狩地区水産技術普及指導所 土木技術班 別に定める	
第3 非常配備 （災害対策 地方本部）	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 大津波警報が発表されたとき 3 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき 4 特別警報（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）又は噴火警報（居住地域））が発表されたとき 5 上記のほか災害対策地方本部が設置された時 6 その他必要に応じ知事が非常配備を指示したとき	右班の所要の必要人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全 班	第2非常配備体制を基本とし、必要に応じて配備要員を増員する

（注）災害・事故の規模態様により、担当班については振興局長が、担当課については各班長が適宜増減することができる。

3 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につくものとする。

(1) 平時からの備え

ア 各課においては、非常時の対応として配備要員が複数人となるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。

なお、出先機関や小規模課等においては、初動対応に支障の来すことのないよう班内において体制を確保するものとする。

イ 各課においては、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等の長期休暇時には、非常時に備えて職員の動向を把握するものとする。

ウ 各課においては、配備体制の確認及び災害・事故対応を指示するための職員を指定するものとする。(以下「所定職員」という)。

(2) 配備体制の確認

緊急参集の情報を受理し、初動対応を行うため各課に配備される職員(以下、「配備職員」という。)について、次のとおり体制を確認するものとする。

① 配備職員は、所定職員に登庁する旨を連絡する。

② 所定職員は、配備職員から連絡が無い場合は当該職員に連絡し、配備を確認する。

なお、連絡が付かないなど配備の確認ができない場合は、直ちに他の職員に連絡し登庁等の配備を指示する。

③ 配備職員は登庁後、所定職員に連絡し、以後、情報を共有する。

④ 待機等の配備職員は、緊急時には連絡を受けて速やかに登庁できる体制(以下「連絡体制」という。)をとる。

(3) 長期化する場合の配備体制

災害・事故対応が長期化する場合は、各課または班内において職員の健康を確保するため、配備要員を交代制にするなどの措置を講じるものとする。

4 配備体制の伝達系統

(1) 職員の動員は、振興局長の配備決定に基づき別表の系統図により行うものとする。

(2) 非常配備を決定した場合、危機対策室は、この旨危機対策課に報告するものとする。

(3) 非常配備の指令を受けた各班長(代表課)は、配備の状況を直ちに危機対策室に報告するものとする。

(4) 各班及び各課は、職員の動員が迅速に行われるよう、それぞれ「非常配備体制伝達系統図」を作成し、常に備え置くものとする。

5 被害情報等の報告

(1) 各課は、被害情報等を覚知した場合、各班長(代表課)経由で危機対策室に報告するものとする。

ただし、人命に関わる又は関わるおそれがある場合及び孤立地域の発生等、重大な被害の発生又は発生するおそれがある場合は、各班長(代表課)へ報告するとともに、直接、危機対策室に報告するものとする。

(2) 危機対策室は被害情報等の報告を受けた場合、この旨危機対策課に報告するものとする。

なお、危機対策室において被害情報等を収集した及び覚知した場合も同様に扱うものとする。

(3) 危機対策室は収集した被害情報等を、振興局内にて共有するものとする。

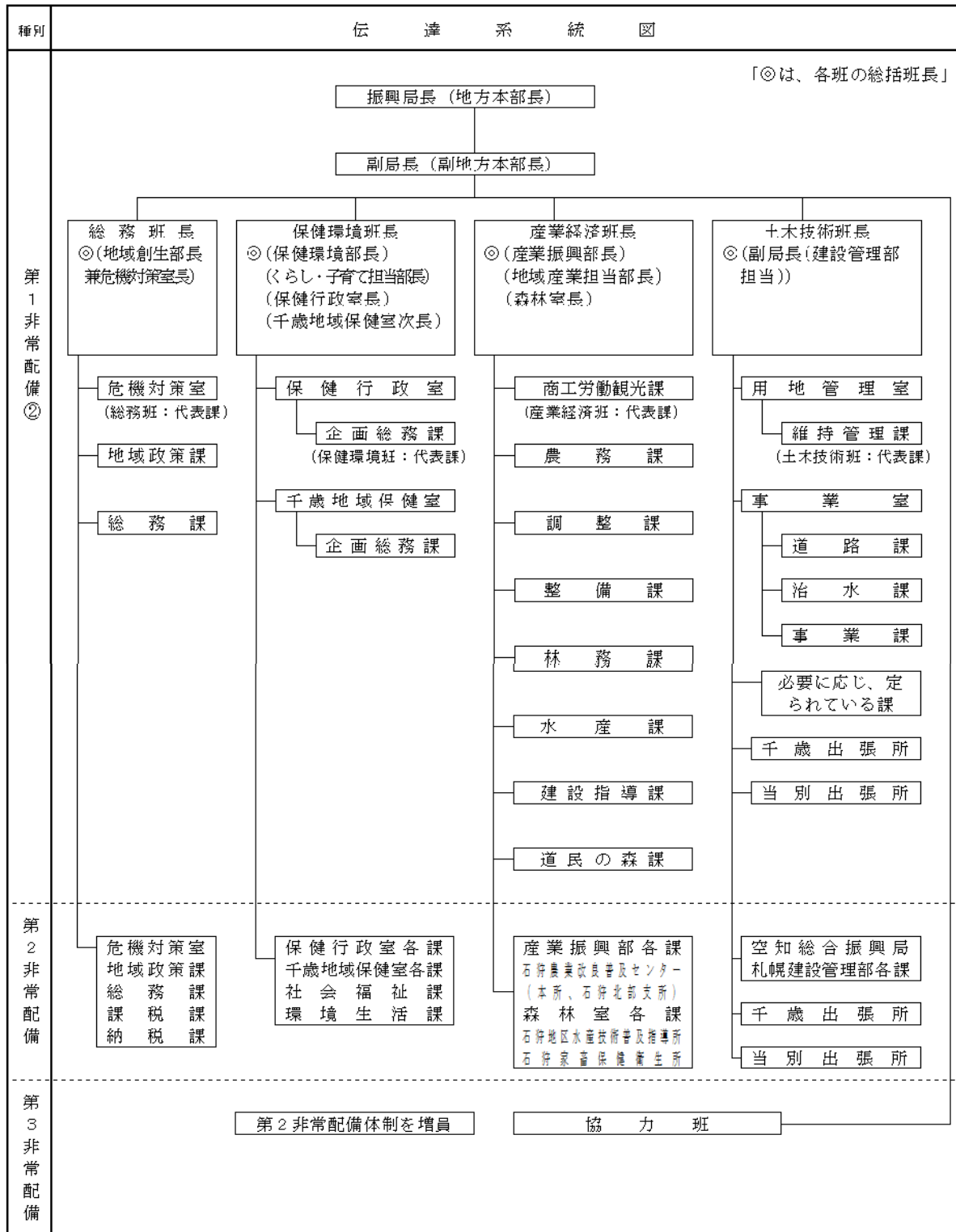
6 体制の切替、解除及び縮小

振興局長は、第4の2の配備の基準に基づき、配備の種別の切替又は解除を行うものとする。

また、配備された体制について、その地勢や過去の事例から、人的・住家被害の発生のおそれが低いと認める場合においては、配備体制を縮小(連絡体制を含む)できるものとする。

この場合における伝達及び報告は、職員の動員の場合に準じて行うものとする。

〔別 表〕



第2節 災害情報等通信計画

第1 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

(1) 種類及び発表基準

ア 気象に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

(ウ) 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(エ) 波浪警報・注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあるときに発表される。

(オ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず守られるものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (注意している町数))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (注意)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (注意)	高潮特別警報 ^{※3}	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (常時3等の堤防法改正以前の避難指示のタイミングで発生)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (注意危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (注意)	内水氾濫危険情報 (水防圏外水害にたいして警戒する留意)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (注意)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (注意危険水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (注意危険水位超過))	危険度分布：黄 (注意)			
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

<警戒レベル4までに必ず避難!>

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものか区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 ※4) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 (注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

2 注意報・警報の基準（石狩地方）

（1）警報・注意報発表基準一覧表（札幌管区气象台）令和6年5月23日現在

発表官署		札幌管区气象台		
府県予報区		石狩・空知・後志地方		
一次細分区域		石狩地方		
市町村等をまとめた地域		石狩北部	石狩中部	石狩南部
警報	大雨（浸水害）	区域内の市町村で（2）の基準に到達することが予想される場合		
	大雨（土砂災害）	区域内の市町村で（2）の基準に到達することが予想される場合		
	洪水	区域内の市町村で（3）の基準に到達することが予想される場合		
	暴風（平均風速）	陸上 18m/s、海上 25m/s	18m/s ※1	
	暴風雪（平均風速）	陸上 16m/s、海上 25m/s 雪による視程障害を伴う	16m/s ※2 雪による視程障害を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 50cm	平地、6時間降雪の深さ 30cm あるいは 12時間降雪の深さ 40cm、 山間部、12時間降雪の深さ 50cm	
	波浪（有義波高）	6.0m		
	高潮（潮位）	石狩市 1.4m		
注意報	大雨	区域内の市町村で（4）の基準に到達することが予想される場合		
	洪水	区域内の市町村で（5）の基準に到達することが予想される場合		
	強風（平均風速）	陸上 13m/s、海上 15m/s	13m/s ※3	
	風雪（平均風速）	陸上 11m/s、海上 15m/s 雪による視程障害を伴う	11m/s ※4 雪による視程障害を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 30cm	平地、12時間降雪の深さ 20cm、 山間部、12時間降雪の深さ 30cm	
	波浪（有義波高）	3.0m		
	高潮（潮位）	石狩市 1.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
報	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧（視程）	陸上 200m、海上 500m	200m	
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5月～10月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続 11月～4月（最低気温） 平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上	—	
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報 （1時間雨量）		100mm		

※1 札幌管区气象台の観測値は、20m/s を目安とする。

※2 札幌管区气象台の観測値は、18m/s を目安とする。

※3 札幌管区气象台の観測値は、15m/s を目安とする。

※4 札幌管区气象台の観測値は、13m/s を目安とする。

(2) 大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	大雨警報（浸水害） 表面雨量指数基準	大雨警報（土砂災害） 土壌雨量指数基準
石狩北部	石狩市	14	99
	当別町	14	134
	新篠津村	12	-
石狩中部	札幌市	13	130
	江別市	12	131
石狩南部	千歳市	14	102
	恵庭市	14	132
	北広島市	14	130

(3) 洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※ 1	指定河川洪水予報 による基準
石狩北部	石狩市	旧知津狩川流域=8.9, 知津狩川流域=1.4, 茨戸川流域=15.3, 発寒川流域=6.2, 幌川流域=14.7, 群別川流域=12.6, 浜益川流域=17, 濃昼川流域=10.8, 厚田川流域=24.8, 望来川流域=13.1, 正利冠川流域=5.7	厚田川流域=(5, 20.7), 浜益川流域=(5, 16.7)	石狩川下流〔篠路〕, 札幌市新川水系新川〔天狗橋〕
	当別町	当別川流域=34.3, 材木川流域=8.4	—	石狩川下流〔月形・石狩大橋・篠路〕
	新篠津村	篠津川流域=5.6	—	石狩川下流〔月形・石狩大橋〕, 幾春別川〔西川向〕
石狩中部	札幌市	琴似川流域=10, 茨戸川流域=15, 発寒川流域=7.7, 軽川流域=6.3, 旧中の川流域=4.7, 琴似発寒川流域=15, 伏籠川流域=14.5, 篠路新川流域=6.2, 旧琴似川流域=5.3, 創成川流域=10.6, 中の川流域=10.1, 左股川流域=10.2, 厚別川流域=28.5, 野津幌川流域=15.1, 小野津幌川流域=8.8, 三里川流域=9.8, 月寒川流域=17.5, ラウネナイ川流域=8, 精進川流域=10.3, 真駒内川流域=19, 望月寒川流域=12.8, 中の沢川流域=7.5, 穴の川流域=9.1, オカバルシ川流域=9.5, 簾舞川流域=12.5, 星置川流域=9.2, 豊平川流域=38.4	—	石狩川下流〔篠路〕, 豊平川〔藻岩・雁来〕札幌市新川水系新川〔天狗橋〕
	江別市	早苗別川流域=6.6, 野津幌川流域=16.9, 幌向川流域=26.7, 厚別川流域=33.9	—	石狩川下流〔月形・石狩大橋・篠路〕, 豊平川〔雁来〕, 千歳川〔裏の沢〕, 夕張川〔清幌橋〕, 幾春別川〔西川向〕
石狩南部	千歳市	嶮淵川流域=13.6, 長都川流域=8.2, 勇舞川流域=9.3, ママチ川流域=20, 新マチチ川流域=18.9, 千歳川流域=44.9	—	千歳川〔西越・裏の沢〕
	恵庭市	島松川流域=22.7, 柏木川流域=13.7, 漁川流域=36.4, 茂漁川流域=5.6	—	千歳川〔裏の沢〕
	北広島市	音江別川流域=7.6, 裏の沢川流域=4.2, 輪厚川流域=10.4, 島松川流域=22.5, 野津幌川流域=10.9	—	千歳川〔裏の沢〕

(4) 大雨注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
石狩北部	石狩市	7	72
	当別町	9	97
	新篠津村	9	110
石狩中部	札幌市	8	94
	江別市	7	95
石狩南部	千歳市	9	74
	恵庭市	9	96
	北広島市	7	94

(5) 洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報 による基準
石狩北部	石狩市	旧知津狩川流域=7.1, 知津狩川流域=1.1, 茨戸川流域=12.2, 発寒川流域=4.9, 幌川流域=11.5, 群別川流域=10, 浜益川流域=13.6, 濃昼川流域=8.6, 厚田川流域=19.8, 望来川流域=10.4, 正利冠川流域=4.6	幌川流域=(5, 11.5), 群別川流域=(5, 9.2), 浜益川流域=(5, 13.6), 厚田川流域=(5, 18.6)	石狩川下流〔篠路〕
	当別町	当別川流域=27.4, 材木川流域=6.7	—	石狩川下流〔石狩大橋・篠路〕
	新篠津村	篠津川流域=4.4	—	石狩川下流〔月形・石狩大橋〕, 幾春別川〔西川向〕
石狩中部	札幌市	琴似川流域=8, 茨戸川流域=12, 発寒川流域=6.1, 軽川流域=4.9, 旧中の川流域=3.8, 琴似発寒川流域=12, 伏籠川流域=11.6, 篠路新川流域=4.9, 旧琴似川流域=4.2, 創成川流域=8.4, 中の川流域=8, 左股川流域=8.1, 厚別川流域=22.8, 野津幌川流域=12, 小野津幌川流域=7, 三里川流域=4.9, 月寒川流域=14, ラウネナイ川流域=6.4, 精進川流域=8.2, 真駒内川流域=15.2, 望月寒川流域=10.2, 中の沢川流域=6, 穴の川流域=7.2, オカバルシ川流域=7.6, 簾舞川流域=10, 星置川流域=7.3, 豊平川流域=30.7	軽川流域=(5, 4.9), 琴似発寒川流域=(5, 12), 伏籠川流域=(5, 8), 篠路新川流域=(6, 3.9), 旧琴似川流域=(6, 3.4), 創成川流域=(5, 8.4), 野津幌川流域=(5, 12), 三里川流域=(5, 4.7), 月寒川流域=(5, 10), 精進川流域=(6, 6.6), 中の沢川流域=(7, 6), 簾舞川流域=(5, 9.4)	石狩川下流〔篠路〕 豊平川〔藻岩・雁来〕 札幌市新川水系新川〔天狗橋〕
	江別市	早苗別川流域=5.2, 野津幌川流域=13.5, 幌向川流域=21.3, 厚別川流域=27.1	早苗別川流域=(7, 4.4)	石狩川下流〔石狩大橋〕, 豊平川〔雁来〕, 千歳川〔裏の沢〕, 夕張川〔清幌橋〕
石狩南部	千歳市	嶮淵川流域=10.8, 長都川流域=6.5, 勇舞川流域=7.4, ママチ川流域=16, 新マチ川流域=15.1, 千歳川流域=35.9	—	千歳川〔西越・裏の沢〕
	恵庭市	島松川流域=18.1, 柏木川流域=10.9, 漁川流域=19.3, 茂漁川流域=4.4	—	千歳川〔裏の沢〕
	北広島市	音江別川流域=6, 裏の沢川流域=3.3, 輪厚川流域=8.3, 島松川流域=18, 野津幌川流域=8.7	—	千歳川〔裏の沢〕

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【警報・注意報発表基準一覧表の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び「記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合は、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】

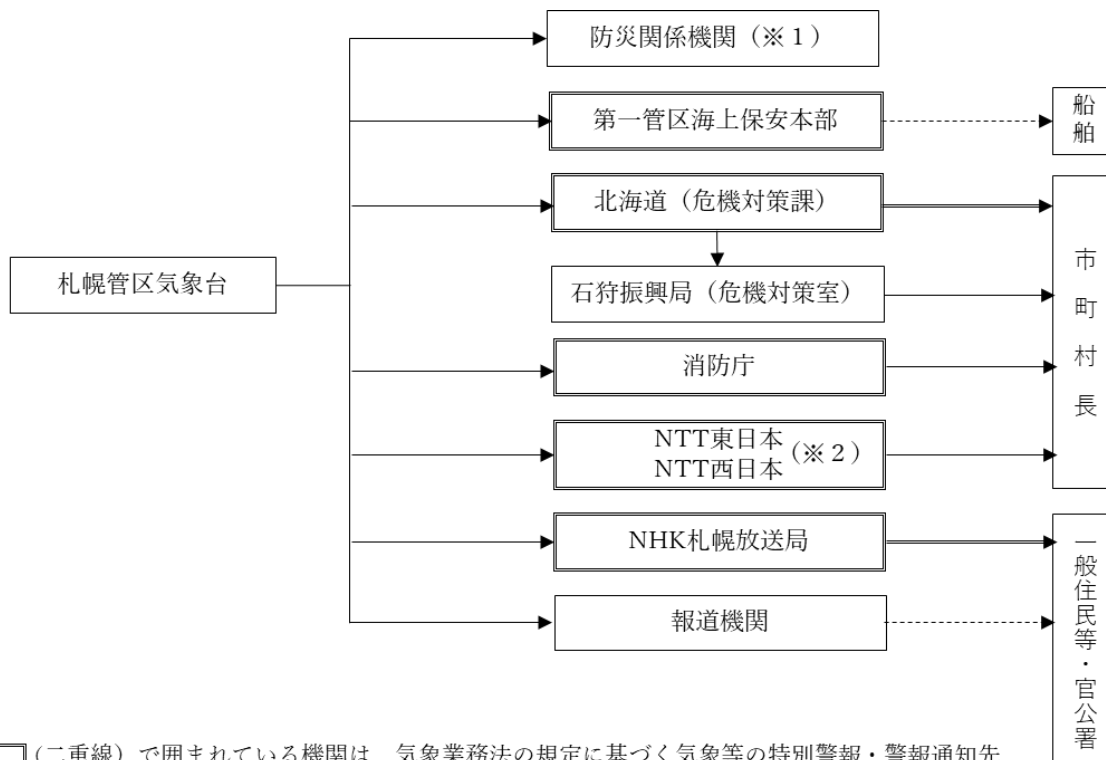
- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報及び注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“-”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合に「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は各流域のすべての地点に設定しているが、別表の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白な場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、気象庁ホームページ
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kouzu.html>) を参照のこと。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzu.html) を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、石狩地方においては、札幌管区気象台が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、海上保安官署、北海道、NTT 東日本・西日本、NHK 放送局である。

なお、気象業務法第 15 条の 2 の規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない。(法定義務)

※周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等



□ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
 → (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

----▶ は、放送・無線

(※ 1) 北海道開発局、陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等

(※ 2) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達

4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

5 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

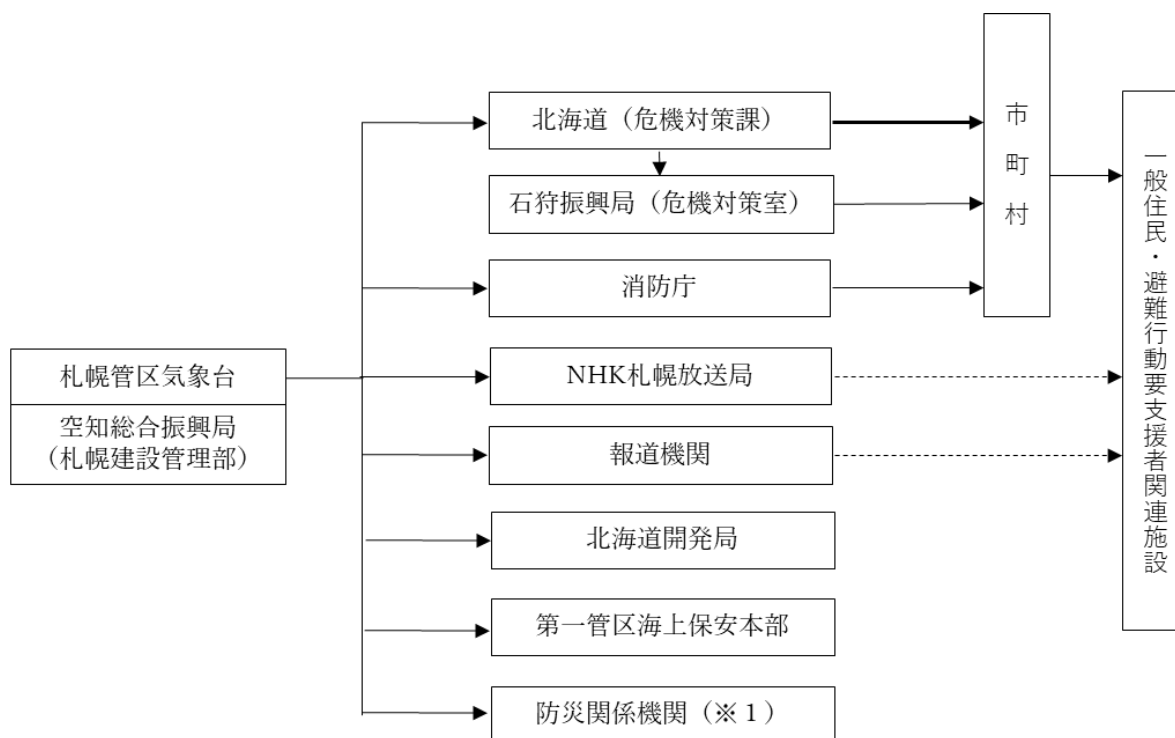
(2) 北海道地方気象情報、府県（石狩・空知・後志地方）気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断支援するため、対象となる市町村を特定して呼びかける情報で、空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【伝達系統図】



----> は、放送

→ は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路
(※1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等

(4) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト): <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第2 水防法・気象業務法に基づく予報伝達系統

1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象等予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・ 警報	札幌管区气象台	一般の利用に適合する 注意報、警報及び特別警 報の発表をもって代え る。なお、水防活動の利用 に適合する特別警報は設 けられていない。
	水防活動用洪水注意報・ 警報		
洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	水防活動用高潮注意報・ 警報	気象庁又は大阪管区 气象台	指定河川について、水位 又は流量を示して行う予 報
	洪水注意報・洪水警報	北海道開発局 北海道 札幌管区气象台 共同	
水防警報 水防法第16条	待機・準備・出動・指示・ 解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理 団体に水防活動を行う必 要があることを警告して 発表

2 水防活動用気象等警報及び注意報

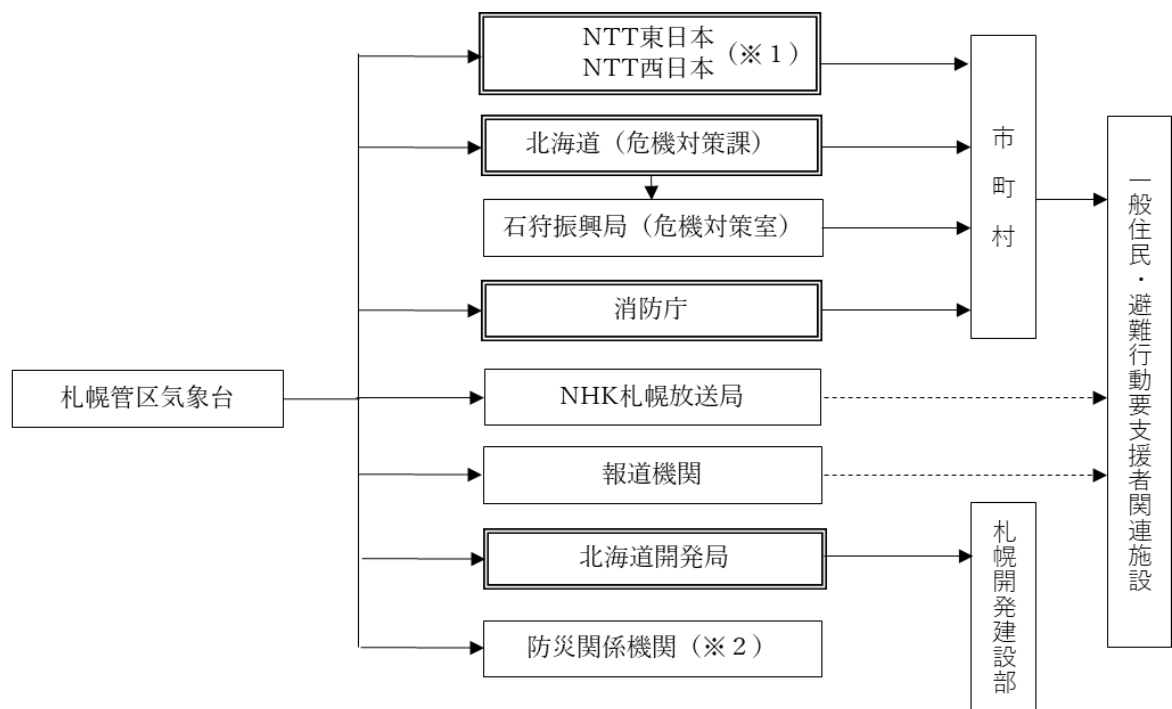
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

その種類は次のとおりである。

(1) 種類

水防活動の利用に適合する注 意報・警報	一般の利用に適合する警報・注意 報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

(2) 伝達
水防活動用気象等警報・気象注意報



(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先
 ----> は、放送

(※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。

(※2) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等

3 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

洪水予報の種類及び発表基準等

種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき	—	—
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定される区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル 2相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安とある情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル 3相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなくは氾濫危険水位を超え、更に水位の情報が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル 4相当
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。 災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル 5相当

4 国の機関が行う洪水予報

(1) 洪水予報指定河川

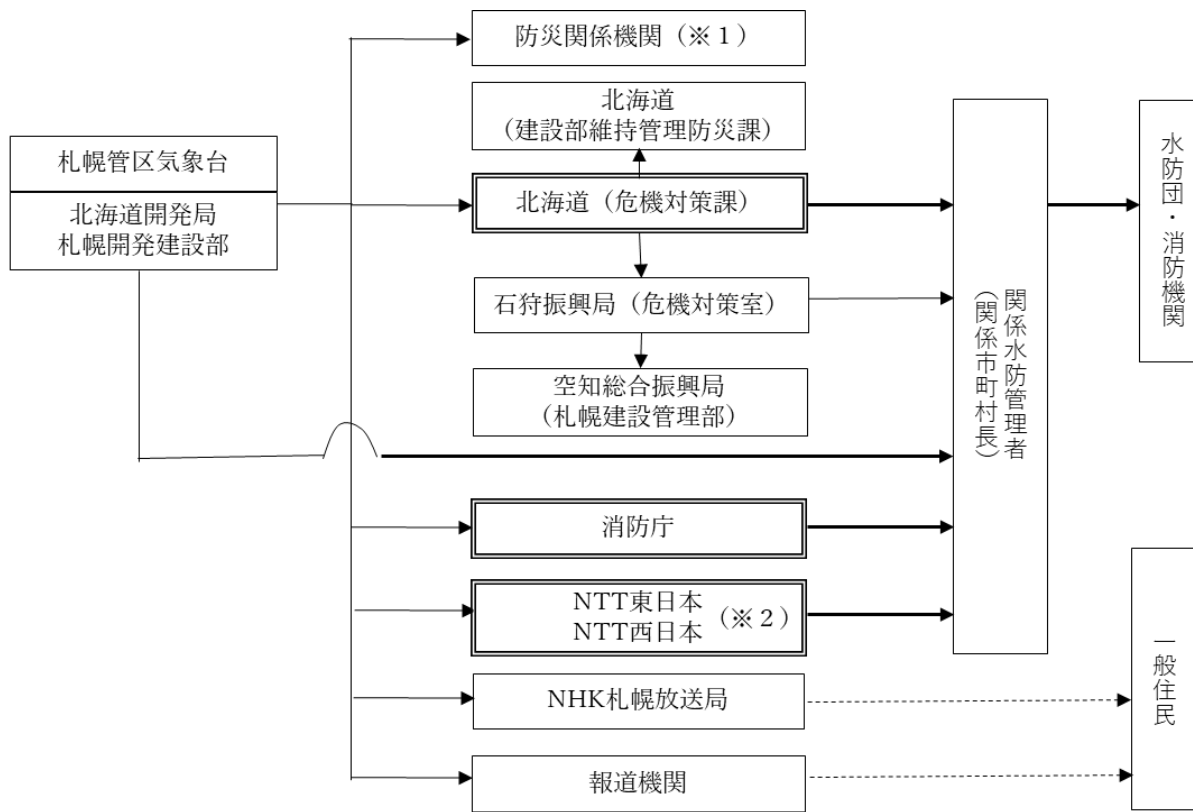
水防法第10条第2項の規定により、札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

水系名	洪水予報区域名	対象指定河川	実施機関
石狩川	石狩川（下流）	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、美唄川	・札幌管区気象台 ・札幌開発建設部
	豊平川	豊平川、月寒川、望月寒川	
	千歳川	千歳川、旧夕張川	
	夕張川	夕張川	
	幾春別川	幾春別川	

(2) 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（関係市町村長）へ通知される。

札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同して行う洪水予報の伝達系統図は次のとおりである。



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先
 ----> は、放送

(※1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等

(※2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

5 知事が行う洪水予報

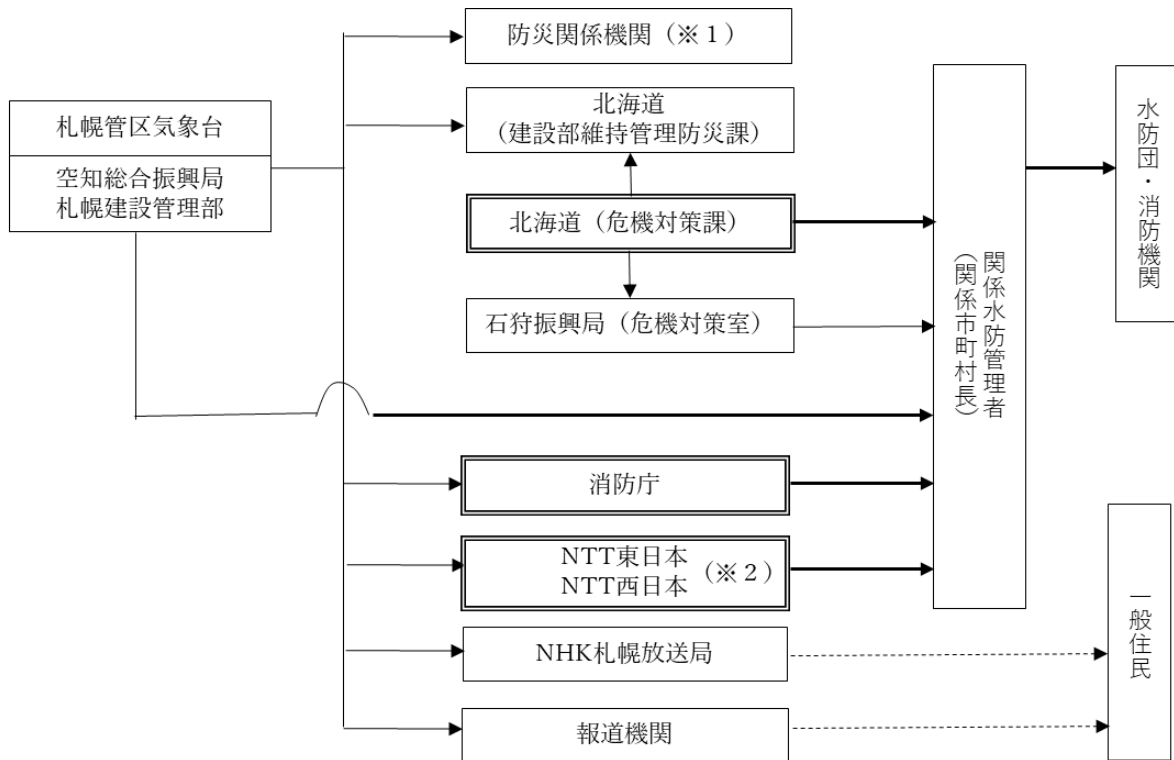
(1) 洪水予報河川

水防法第 11 条第 1 項の規定により、空知総合振興局札幌建設管理部が札幌管区気象台と共同して洪水予報を行う河川は次のとおりである。

水系名	河川名	実施機関
新川	新川	<ul style="list-style-type: none"> 札幌管区気象台 空知総合振興局札幌建設管理部

(2) 知事が行う洪水予報の伝達系統図

空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台が共同で発表する洪水予報の伝達の系統図は、次のとおりである。



☐ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送

(※ 1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等

(※ 2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

第3 水防警報

水防法第16条第1項及び第2項の規定により、札幌開発建設部が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は空知総合振興局札幌建設管理部が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動時間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示すると共に越水(堤防から水があふれる)・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂、その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位を越え災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

*地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに石狩振興局長に報告するものとするとともに、石狩振興局は、当該水防管理者からの報告については、国(札幌開発建設部)に報告するものとする。

- (1) 水防団長及び消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

3 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

札幌開発建設部が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は空知総合振興局札幌建設管理部が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

なお、気象庁の大津波警報又は津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表される等必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

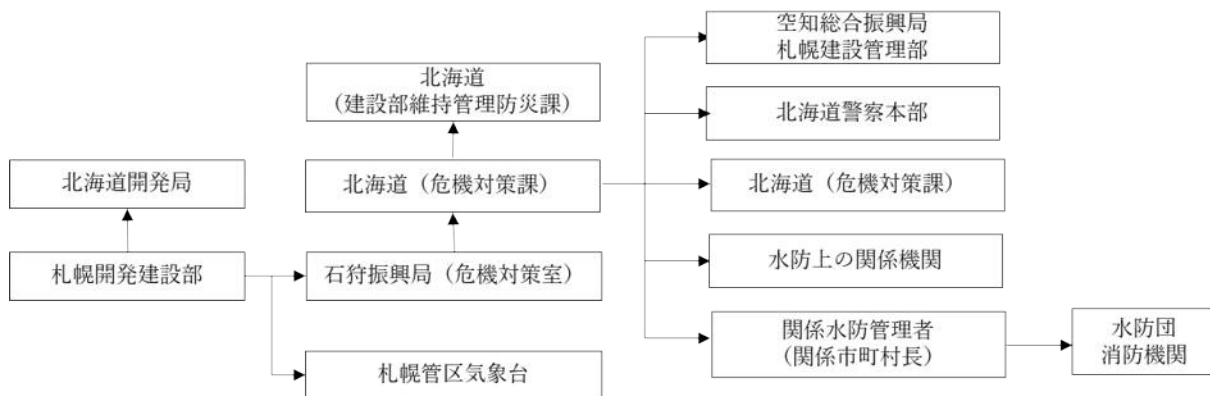
4 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川等

水防法第16条第1項の規定により、札幌開発建設部が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）は別表「水防警報指定河川（国土交通大臣指定）」のとおりである。

(2) 伝達系統図

札幌開発建設部所管に係る水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



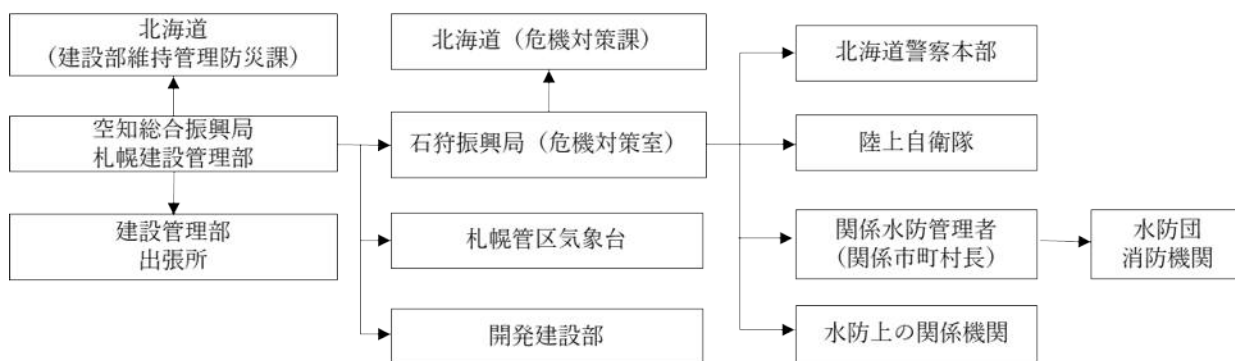
5 知事が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

水防法第16条第1項の規定により、空知総合振興局札幌建設管理部が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）は、別表「水防警報指定河川（知事指定）」のとおりである。

(2) 伝達系統図

空知総合振興局札幌建設管理部所管に係る水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



(別表) 水防警報指定河川 (国土交通大臣指定)

水防警報指定河川 伝達先	開発局指定河川							
	石狩川幹川	夕張川	千歳川	豊平川	篠津川	当別川	厚別川	嶮淵川
札幌市	○			○			○	
江別市	○	○	○	○	○	○	○	
千歳市			○					○
恵庭市			○					
北広島市	○		○	○			○	
石狩市	○			○		○		
当別町	○			○	○	○		
新篠津村	○				○	○		
(関係機関)								
空知総合振興局 (札幌建設管理部)	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道警察本部 (警備部警備課)	○	○	○	○	○	○	○	○
陸自第11旅団 (第3部防衛班)	○	○	○	○	○	○	○	
陸自第7師団 (第3部防衛班)	○		○	○			○	○
陸自第10即応機動連隊 (第3科)	○			○	○	○		

(別表) 水防警報指定河川 (国土交通大臣指定)

水防警報指定河川 伝達先	開発局指定河川								
	幾春別川	須部都川	産化美唄川	美唄川	旧夕張川	月寒川	望月寒川	幌向	漁川
札幌市						○	○		
江別市	○	○			○	○		○	
千歳市					○				○
恵庭市									○
北広島市									
石狩市									
当別町		○							
新篠津村		○	○	○				○	
(関係機関)									
空知総合振興局 (札幌建設管理部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道警察本部 (警備部警備課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸自第11旅団 (第3部防衛班)	○	○	○	○	○	○	○	○	
陸自第7師団 (第3部防衛班)					○				○
陸自第10即応機動連隊 (第3科)		○							

(別表) 水防警報指定河川 (知事指定)

水防警報指定河川	北海道指定河川									
	琴似川	琴似発寒川	新川	中の川	月寒川	厚別川	精進川	豊平川	望月寒川	野津幌川
伝達先										
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江別市						○				○
千歳市										
恵庭市										
北広島市										○
石狩市			○							
当別町										
新篠津村										
(関係機関)										
空知総合振興局 (札幌建設管理部)										
北海道警察本部 (警備部警備課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸自第11旅団 (第3部防衛班)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸自第7師団 (第3部防衛班)										○
陸自第10即応機動連隊 (第3科)			○							

(別表) 水防警報指定河川 (知事指定)

水防警報指定河川	北海道指定河川								
	ママチ川	千歳川	長都川	柏木川	茂漁川	輪厚川	当別川	幌向川	新ママチ川
伝達先									
札幌市									
江別市							○	○	
千歳市	○	○	○						○
恵庭市				○	○				
北広島市						○			
石狩市							○		
当別町							○		
新篠津村							○		
(関係機関)									
空知総合振興局 (札幌建設管理部)									
北海道警察本部 (警備部警備課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸自第11旅団 (第3部防衛班)							○	○	
陸自第7師団 (第3部防衛班)	○	○	○	○	○	○			○
陸自第10即応機動連隊 (第3科)							○		

第4 雨量・水位等の通報・公表

1 水位の通報・公表

水位観測所の管理者である札幌開発建設部及び空知総合振興局札幌建設管理部は、量水票の水位が水防団待機水位に達したときは、次により関係機関に通報する。

(1) 水位の通報

札幌開発建設部は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

なお、空知総合振興局札幌建設管理部の水位の通報は、北海道が所管している観測所のうち、「主要水位・雨量観測所一覧表（北海道）」の摘要欄に「通報」と記載されている観測所（以下「通報対象の観測所」とする）について適用する。

(2) 障害時の水位の通報

回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- ① 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- ② 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ③ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- ④ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- ⑤ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- ⑥ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(3) 水位の公表

管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水防法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

国土交通省「川の防災情報」

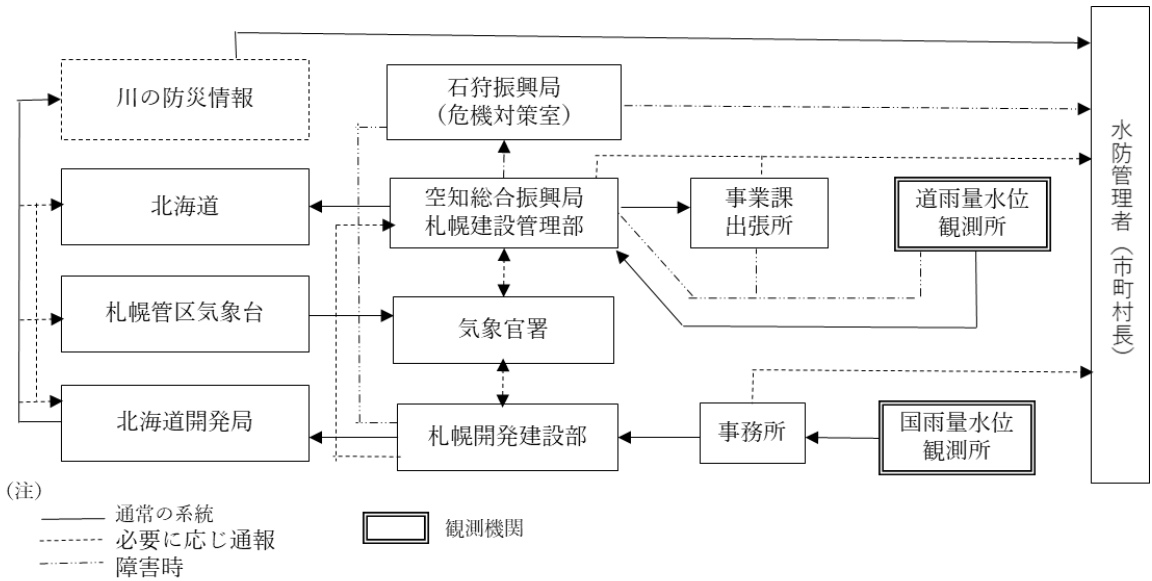
<https://www.river.go.jp/>

国土交通省 市町村向け「川の防災情報」

<https://city.river.go.jp/>

（注：ID・パスワードにより利用）

(4) 水位通報系統図

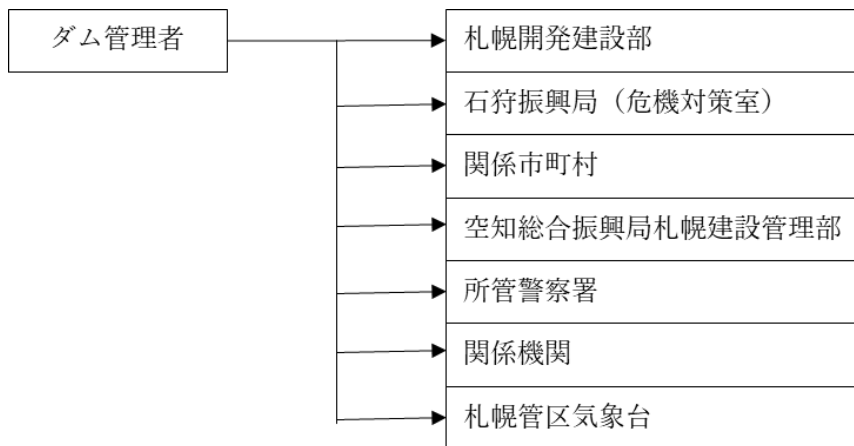


第5 ダム操作情報の伝達系統

ダム管理者は、ダムの操作に当たって、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、当該ダムのダム操作規則・細則に定める操作基準により適正な操作を行うものとする。

また、ダム管理者は、出水時又はダム操作により流水状況に著しい変化を生ずると認められる場合等において、放流等のダム操作を行うときは、次の系統図により必要事項を通報するとともに、サイレンやスピーカー等により付近住民への周知を図るものとする。

1 ダム操作情報伝達系統図



※ ダム管理者が利水ダム管理者の場合には空知総合振興局札幌建設管理部を通じ石狩振興局へ連絡し、札幌管区気象台へは通報なし

2 水防上重要ダム操作通報先一覧表

河川名	ダム名称	位置	管理者名	通 報 先	通報先に対する周知	住民に対する周知
豊平川	豊平峡	札幌市 南区 定山溪	北海道 開発局	札幌開発建設部、同札幌河川事務所、 札幌市危機管理対策室、札幌方面南警察署、 札幌市消防局、空知総合振興局札幌建設管理部、 北海道電力株式会社札幌水力センター、(財)河川情報センター、 定山溪小学校、定山溪中学校、札幌市水道局白川浄水場、 定山溪観光協会、ホテル鹿の湯	加入電話 無線電話	サイレン スピーカー 警報車
	定山溪	札幌市 南区 定山溪				
	砥山	札幌市 南区 豊滝	北海道 電力(株)		加入電話	サイレン スピーカー 警報車
	藻岩	同市区 白川			加入電話 専用電話	スピーカー 警報車
				※異状放流の場合 110 番		
千歳川	千歳第三	千歳市 水明郷	王子 製紙(株)	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所、 さけます資源管理センター、札幌開発建設部、 千歳川河川事務所、千歳市役所、札幌方面千歳警察署	加入電話	サイレン スピーカー
	千歳第四					
漁川	漁川	恵庭市 漁川	北海道 開発局	札幌開発建設部、千歳川河川事務所、 空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所、 恵庭市役所、恵庭市水道部、札幌方面千歳警察署、 恵庭交番、恵庭消防署、石狩東部広域水道企業団、 王子製紙千歳第一発電所、恵庭土地改良区、 恵庭浄水場	加入電話 無線電話	サイレン スピーカー 警報車
当別川	当別	石狩郡 当別町 十万坪	北海道	北海道建設部建設政策局維持管理防災課、 空知総合振興局札幌建設管理部事業室治水課、 札幌開発建設部札幌河川事務所、 石狩振興局危機対策室、当別町役場、 札幌方面北警察署、札幌管区气象台	加入電話 ファクシミリ	サイレン スピーカー

第6 地震・津波に関する伝達系統

1 緊急地震速報の発表等

最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く伝達される。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 緊急地震速報で用いる区域等の名称



第7 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。

(3) 津波予報津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表される。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超(10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- 注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新することがある。
 4 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 津波予報区

津波予報区は、北海道では次の6つの予報区に分け「大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報」及び「予想される津波の高さ、到達予想時刻」等の情報を発表する。



津波予報区の名称	区 域
オホーツク海沿岸	オホーツク総合振興局・宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東)の沿岸
北海道太平洋沿岸東部	根室振興局・釧路総合振興局の沿岸
北海道太平洋沿岸中部	十勝総合振興局・日高振興局の沿岸
北海道太平洋沿岸西部	胆振総合振興局・渡島総合振興局(白神岬南端以東)の沿岸
北海道日本海沿岸北部	宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く)・留萌振興局・石狩振興局・後志総合振興局(積丹岬北端以東)の沿岸
北海道日本海沿岸南部	後志総合振興局(積丹岬北端以東を除く)・檜山振興局・渡島総合振興局(白神岬南端以東を除く)の沿岸

3 地震および津波に関する情報

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

(2) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報	情報の種類	発表内容
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。 （※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。	

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して津波が到達中であることを伝える

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表基準	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。
大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※津波情報の留意事項等

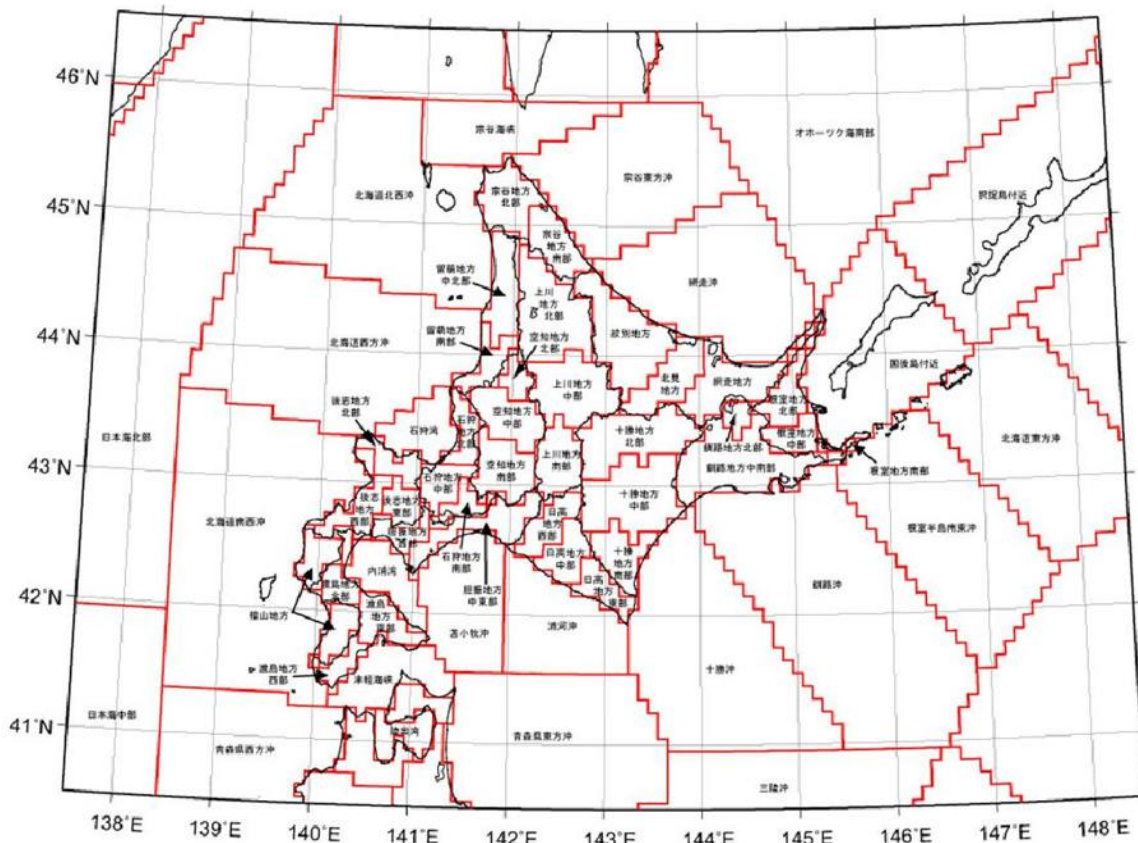
- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震活動に関する解説情報等

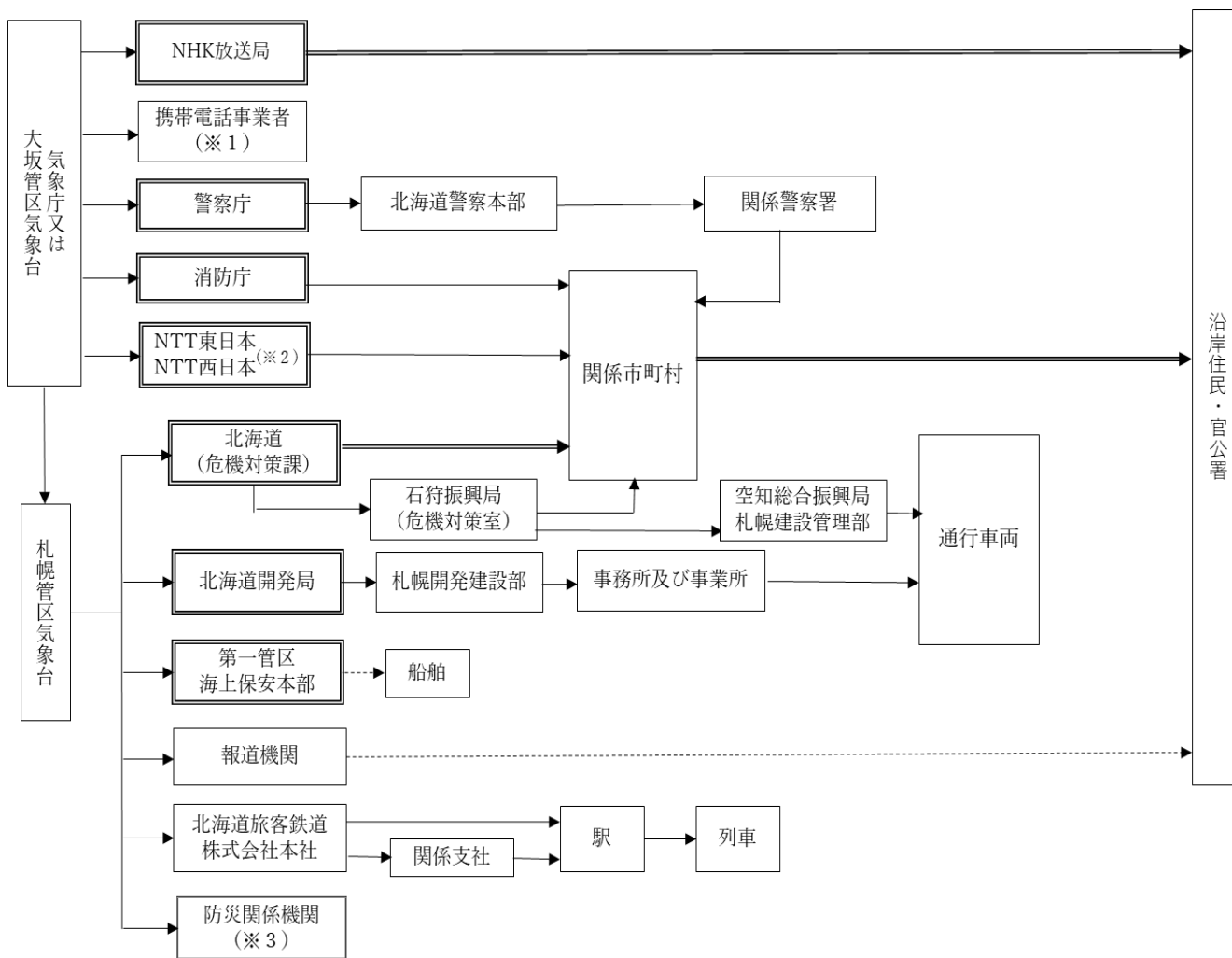
地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

(4) 震央地名



4 津波警報等伝達系統図



☐ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先

⇒ (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

---> は、放送・無線

(※1) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(※2) NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達

(※3) 北海道運輸局、陸上自衛隊 等

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い備物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

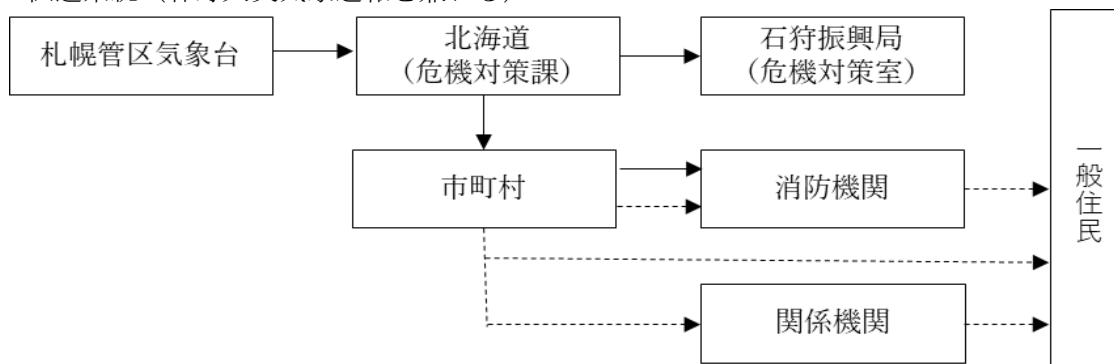
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第8 火災気象通報伝達系統

1 通報基準

種類	基準
火災気象通報	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で13m/s以上が予想される場合であるが、平均風速が13m/s以上であっても降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。 ※ 札幌管区気象台の観測値は15m/sを目安とする。

2 伝達系統（林野火災気象通報を兼ねる）



-----▶ は市町村長が火災に関する警報を発した場合

<参考>

※火災警報

市町村長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防止危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

警報発令条件	実効湿度68%以下にして、最小湿度43%以下となり、最大風速9m/s以上のとき。
--------	--

第9 火山現象に関する情報の収集及び伝達

1 火山周辺市町村及び噴火警報等発表官署

該当火山	周辺市	発表・通知担当官署
樽前山	千歳市、恵庭市	札幌管区気象台
恵庭岳	千歳市、恵庭市	(地域火山監視・警報センター)

2 火山現象に関する情報

(1) 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

(2) 噴火警報・予報の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」を発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

エ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

オ 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(3) 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を*火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

現在、石狩管内で噴火警戒レベルを運用している火山は下表のとおりである。

火山名	噴火警戒レベル運用開始年月日
樽前山	平成19年12月1日

*火山防災協議会

道及び市町村は活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する火山防災会議を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町村、気象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（部会やコアグループ）を整備するものとする。

火山防災会議では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

協議会名	設置年月日	構成市町
樽前山火山防災協議会	平成28年3月29日	苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

噴火警報・噴火予報の種類と発表基準及び噴火警戒レベル・キーワード
(噴火警戒レベルが運用されている火山) 樽前山

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は、噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合。	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)場合。	レベル4 (高齢者等避難)

警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周 辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	レベル3 (入山規制)
		火口から少し離 れた所までの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山である ことに留意)

(噴火警戒レベルが運用されていない火山)

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	キーワード
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそ れより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす程度に噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	居住地域及びそ れより火口側の 範囲における厳 重な警戒 居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周 辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生、あるいは発生すると予想される場合。	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺における警戒 入山危険
		火口から少し離 れた所までの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	火口から少し離 れた所までの火 口周辺における 警戒 火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であるこ とに留意

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に 定期的(3時間ごと)に発表する。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

② 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(※1)

降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表

③ 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山(※2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表する。

(※2)

降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時が未発表の火山では噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表

- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良なる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある (およそ 0.1~0.2 mmで鹿児島市は徐灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり(*1)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(*1)

*1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

(5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(6) 火山現象に関するその他の情報等

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

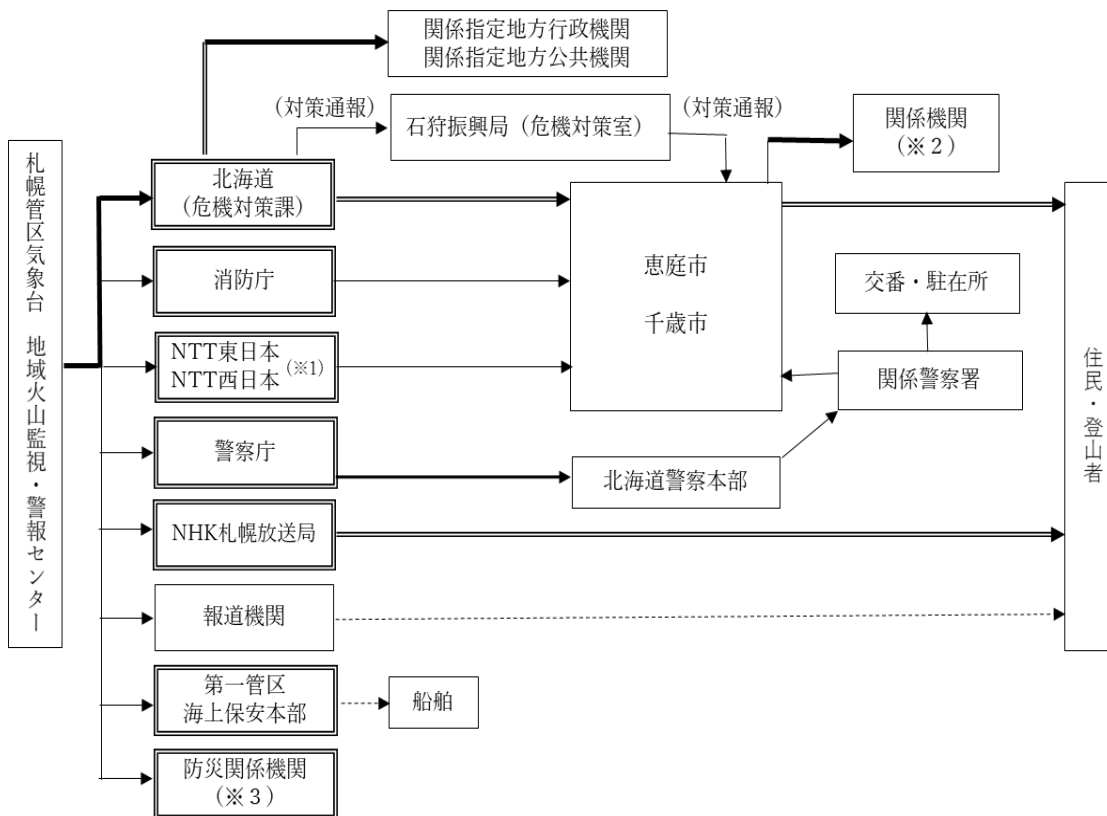
イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

3 噴火警報等伝達系統図



- ◻ (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報・火山現象警報の通知先
- ⇒ (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する開設情報(臨時)及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ⋯▶ は、放送・無線
- (※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達
- (※2) 各火山を所管する関係機関
- (※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊 等

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10Km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積。 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】観測事例なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3Km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下。 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3Kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大3Kmまで到達（1874年）、火山灰等が山麓で厚さ数cmに堆積。 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は、通常の生活（今後の火山活動の推移に注意）。火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に大きな噴石が飛散。 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に大きな噴石が飛散。 ・地震活動や熱活動が高まり等により、小規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1999年：山頂A火口で急激な熱活動の高まり。 1997年～2001年：地震活動の活発化 1981年1月～2月：地震活動の活発化
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

- 注1) 「大きな噴石」とは、概ね 20cm～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。
- 注2) 大規模噴火とは、噴煙が 1 万m以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。
- 注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、大きな噴石が火口から 2～3k mまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。
- 注4) 小規模噴火とは、噴煙が 1,000m以下まで上がり、大きな噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

第 10 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第 5 4 条第 1 及び 2 項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第 5 4 条第 3 項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長の通報（基本法第 5 4 条第 4 項）

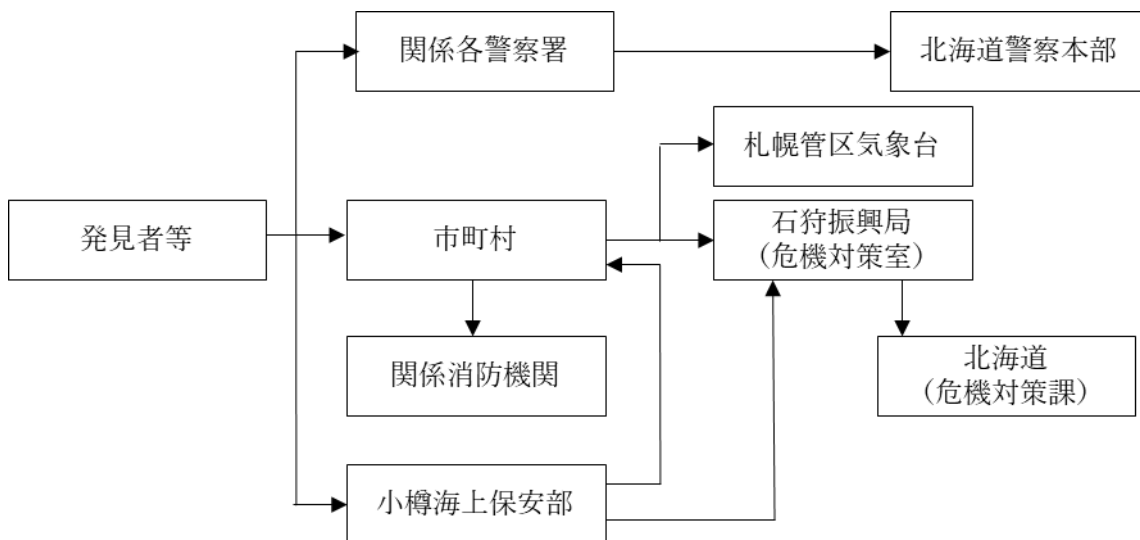
異常現象に関する通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を札幌管区气象台その他関係機関に通報しなければならない。

札幌管区气象台 電話番号 011-611-0170（天気相談所）
011-611-6125（地震火山）

4 異常現象

- (1) 地象に関する事項 地割れ、山鳴りなど
- (2) 水象に関する事項 著しい潮位の低下、降雨があるのに河川水位が低下など
- (3) その他 堤防の水漏れなど

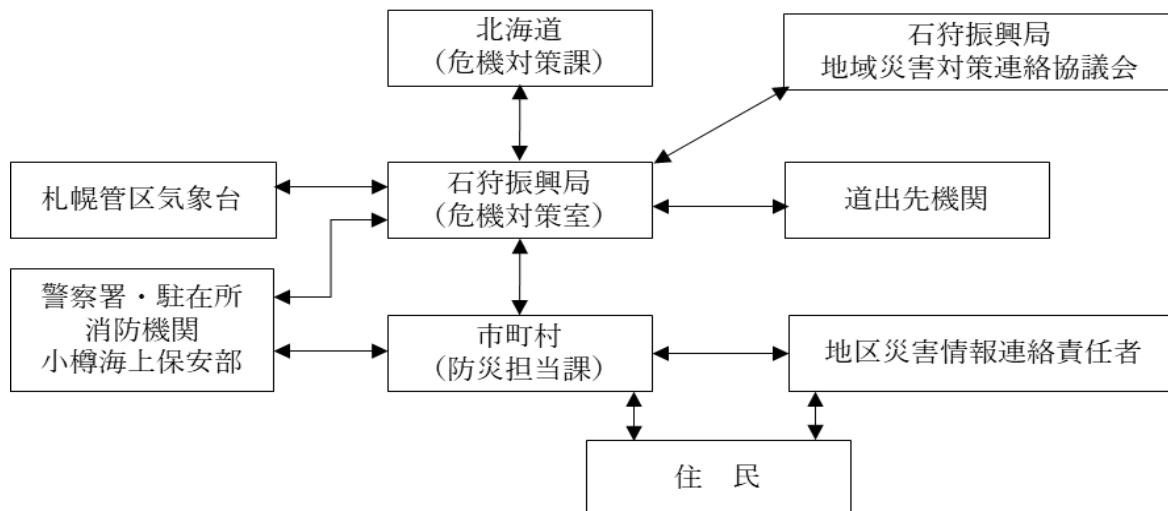
5 連絡系統図



第3節 災害情報及び被害状況報告

第1 災害情報等通信系統

1 災害情報等通信系統図



2 副通信系統

東日本電信電話株式会社一般加入電話及び北海道総合行政情報ネットワークによる通信に障害が生じた場合における、振興局と各市町村の間の通信は、防災関係機関等の通信系統を利用して行うこととする。

3 関係機関連絡先

機関名	所在地	電話番号	F A X	担当窓口
札幌開発建設部	〒060-8506 中央区北2条西19丁目	011-611-0306	011-621-7050	防災課
札幌開発建設部 札幌河川事務所	〒005-0032 南区南32条西8丁目2-1	011-581-3225	011-582-0212	総務課
札幌開発建設部 江別河川事務所	〒067-0074 江別市高砂町5	011-382-2358	011-382-2740	総務課
札幌開発建設部 千歳川河川事務所	〒066-0026 千歳市住吉1丁目1	0123-24-1114	0123-42-2511	総務課
札幌開発建設部 豊平川ダム統合管 事務所	〒005-0032 南区南32条西8丁目2-1	011-583-8110	011-583-1703	総務課
札幌開発建設部 札幌道路事務所	〒062-0052 豊平区月寒2条8丁目3-1 〒061-0215 石狩郡当別町対雁43-1	011-854-6111 0133-23-2074	011-854-6145 0133-23-1976	第2工務課 第3工務課
札幌開発建設部 千歳道路事務所	〒066-0073 千歳市北斗6丁目13-3	0123-23-2191	0123-27-3031	工務課
札幌開発建設部 札幌北農業事務所	〒067-0071 江別市萩ケ岡1-5	011-391-0590	011-391-6245	第一工事課
札幌開発建設部 札幌南農業事務所	〒061-1121 北広島市中央6丁目8	011-376-6030	011-376-6039	工事課
北海道財務局	〒060-8579 北区北8条西2丁目	011-709-2311 (内線4243)	—	総務課 総務第二係
北海道農政事務所	〒064-8518 中央区南22条西6丁目 2-22	011-330-8821	011-520-3064	札幌地域拠点
石狩森林管理署	〒064-8537 中央区宮の森3条7丁目70番	011-622-5111	011-622-5113	総務グループ
北海道経済産業局	〒060-0808 北区北8条西2丁目	011-709-1773	011-709-1778	総務企画部 総務課総括係
北海道 産業保安監督	〒060-0808 北区北8条西2丁目	011-709-2311	011-709-4143	管理課
北海道運輸局	〒060-0042 中央区大通西10丁目	011-290-2711	011-290-2701	総務部

機関名	所在地	電話番号	F A X	担当窓口
東京航空局 新千歳空港事務所	〒066-8504 千歳市美々	0123-23-4101	0123-24-9850	総務課
東京航空局 丘珠空港事務所	〒007-0880 東区丘珠町	011-781-4161	011-781-4186	管理課
小樽海上保安部	〒047-0007 小樽市港町5番2号	0134-27-6166	0134-21-2834	警備救難課 救難係
札幌管区气象台	〒060-0002 中央区北2条西18丁目	011-611-6149	011-611-3206	地域防災推進課
北海道総合通信局	〒060-8795 北区北8条西2丁目	011-709-2311	011-709-2481	防災対策推進室
札幌中央 労働基準監督署	〒060-8587 北区北8条2丁目	011-737-1191	011-737-1211	業務課
札幌東 労働基準監督署	〒004-8518 厚別区厚別中央2条1丁目2-5	011-804-5565	011-894-1941	業務課
札幌 公共職業安定所	〒064-8609 中央区南10条西14丁目	011-562-5990	011-562-4585	庶務課庶務係
札幌東 公共職業安定所	〒062-8609 豊平区月寒東1条3丁目2-1	011-853-0106	011-852-5467	庶務課庶務係
札幌北 公共職業安定所	〒065-8609 北区北16条東4丁目	011-743-8617	011-743-8621	庶務課庶務係
陸上自衛隊 第7師団	〒066-8577 千歳市祝梅1016	0123-23-5131	0123-23-5131 (内線4107)	第3部防衛班 防衛幹部
陸上自衛隊 第11普通科連隊	〒066-8577 千歳市祝梅1016	0123-23-5131	0123-23-3509	連隊本部第3科 運用訓練幹部
陸上自衛隊 第11旅団	〒005-0008 南区真駒内17	011-581-3191	011-583-8666	第3部防衛班防 衛幹部
陸上自衛隊 第18普通科連隊	〒005-0008 南区真駒内17	011-581-3191	011-583-8666	隊本部第3科 運用訓練幹部
陸上自衛隊 72戦車連隊	〒061-1423 恵庭市柏木531	0123-32-2101	0123-33-1472	第3科
陸上自衛隊 第10即応機動連隊	〒073-0042 滝川市泉町236	0125-22-2141 内線232	0125-22-2151 内線218	第3科
石狩振興局	〒060-8558 中央区北3条西7丁目	011-204-5818	011-232-1070	危機対策室 主査(危機対策)
空知総合振興局 (建設管理部)	〒060-8558 中央区南11条西16丁目	011-561-0411	011-563-4041	用地管理室維持 理課主幹
空知総合振興局 (建設管理部) 事業課	〒063-0033 西区西野3条1丁目	011-662-1161	011-664-2349	主査(管理)
空知総合振興局 (建設管理部) 千歳出張所	〒066-0067 千歳市桂木6丁目	0123-23-4191	0123-23-3116	主査(管理)
空知総合振興局 (建設管理部) 当別出張所	〒061-0216 当別町栄町192番地7	0133-23-2220	0133-23-1359	主査(管理)
石狩振興局保健環 境部保健行政室	〒069-0811 江別市錦町4番地	011-383-2111	011-383-2185	企画総務課 総務係
石狩振興局保健環 境部千歳地域保健 室	〒066-8666 千歳市東雲町4丁目	0123-23-3175	0123-23-3177	企画総務課 総務係
中央児童相談所	〒064-8564 中央区円山西町2丁目	011-631-0301	011-631-4154	地域支援課 主査(庶務)
石狩振興局保健環 境部石狩地域保健 支所	〒061-3217 石狩市花川北7条1丁目	0133-74-1142	0133-74-1147	主査(調整)
石狩振興局森林室	〒061-0216 当別町栄町192番地7	0133-22-2151	0133-22-0551	道民の森課 主査(管理)
空知総合振興局 森林室	〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目	0126-22-1155	0126-22-1186	管理課管理係

機関名	所在地	電話番号	F A X	担当窓口
胆振総合振興局 森林室	〒053-0803 苫小牧市矢代町3丁目	0144-72-5121	0144-74-0754	管理課管理係
石狩教育局	〒060-8549 中央区北3条西7丁目	011-204-5868	011-232-1061	企画総務課 総務係
札幌道税事務所 税務管理部	〒060-0003 中央区北3条西7丁目	011-204-5084	011-232-8697	課税第一課 総務係
札幌道税事務所 自動車税部	〒001-8588 北区北22条西2丁目	011-746-1192	011-747-5820	自動車税課税課 総務係
北海道博物館	〒004-0006 厚別区厚別町小野幌53番地2	011-898-0456	011-898-2657	総務部 総括グループ
札幌 高等技術専門学院	〒065-0027 東区北27条東16丁目	011-781-5541	011-786-4441	訓練管理課主査(務)
北海道警察本部	〒060-8520 中央区北2条西7丁目	011-251-0110	011-219-2409	警備部警備課
札幌方面 中央警察署	〒060-0001 中央区北1条西5丁目4	011-242-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 東警察署	〒065-0016 東区北16条東1丁目3-15	011-704-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 西警察署	〒063-0032 西区西野2条5丁目3-60	011-666-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 南警察署	〒064-0929 中央区南29条西11丁目1-1	011-552-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 北警察署	〒001-0024 北区北24条西8丁目2-20	011-727-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 白石警察署	〒003-0803 白石区菊水3条5丁目4-2	011-814-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 豊平警察署	〒062-0907 豊平区豊平7条13丁目1-15	011-813-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 厚別警察署	〒004-0052 厚別区厚別中央2条4丁目5-2	011-896-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 手稲警察署	〒006-0011 手稲区富丘1条4丁目3-1	011-686-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 江別警察署	〒067-0073 江別市弥生町23	011-382-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌方面 千歳警察署	〒066-0042 千歳市東雲町5丁目61	0123-42-0110	交換呼出	警備課警備係
札幌市	〒060-8611 中央区北1条西2丁目	011-211-3062	011-218-5115	危機管理局危機 管理部危機管理課
江別市	〒067-8674 江別市高砂町6番地	011-381-1407	011-381-1070	総務部危機対策・ 災担当
千歳市	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34	0123-24-0144	0123-22-8852	危機管理課 防災・危機対策係
恵庭市	〒061-1498 恵庭市京町1番地	0123-33-3131	0123-33-3137	基地・防災課
北広島市	〒061-1192 北広島市中央4丁目	011-372-3311	011-373-2903	総務部防災危機 管理室危機管理 課
石狩市	〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番 地2	0133-72-3190	0133-75-2275	総務部危機対策 課
当別町	〒061-0292 当別町白樺町58番地9	0133-23-2330	0133-23-3206	危機対策課
新篠津村	〒068-1192 新篠津村第47線北13	0126-57-2111	0126-57-2226	総務課総務係
札幌市消防局	〒064-0804 中央区南4条西10丁目	011-215-2080	011-271-0610	警防課
江別市消防本部	〒069-0817 江別市野幌代々木町80	011-382-5432	011-382-2162	警防課

機関名	所在地	電話番号	F A X	担当窓口
千歳市消防本部	〒066-0042 千歳市東雲町4丁目	0123-23-5312	0123-22-8850	警防課
恵庭市消防本部	〒061-1431 恵庭市有明町2丁目	0123-33-5191	0123-33-7105	警防課
北広島市消防本部	〒061-1132 北広島市北進町1丁目	011-373-3106	011-373-3611	警防課
石狩北部地区消防事務組合消防本部	〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地	0133-74-5375	0133-74-7130	警防課
石狩町村会	〒060-0004 中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階	011-261-6510	011-221-0543	事務局
北海道消防協会 札幌地方支部	〒064-0804 中央区南4条西10丁目	011-215-2020	011-281-0101	札幌市消防局 職員課厚生係
日本銀行札幌支店	〒060-0001 中央区北1条西6丁目	011-241-5231	011-210-2331	文書課
日本郵便(株) 札幌中央郵便局	〒060-8799 東区北6条東1丁目2-1	011-748-2313	011-723-6832	総務部
北海道旅客鉄道(株)	〒060-0011 中央区北11条西15丁目	011-700-5794	011-700-5795	工務部工事課 防災技術グループ
日本貨物鉄道(株) 北海道支社	〒060-0011 中央区北11条西15丁目	050-2017-4372	050-2017-2628	北海道保全技術 センター設備マ ネジメントグル ープ
東日本高速道路(株) 北海道支社 北広島管理事務所	〒061-1279 北広島市大曲並木1-1-1	011-376-2126	011-376-2660	工務担当課長
東日本高速道路(株) 北海道支社 札幌管理事務所	〒003-0872 札幌市白石区米里二条2-4-1	011-598-8029	011-598-8039	工務担当課長
日本通運(株) 札幌支店	〒060-0807 北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル	011-738-0030	011-738-0033	総務課
北海道電力ネット ワーク(株)道央統括 支店	〒060-0041 中央区大通東1丁目	011-251-4567	011-221-2886	企画総務グループ
日本赤十字社 北海道支部	〒060-0001 中央区北1条西5丁目	011-231-7126	011-231-7128	事業推進課 救護・普及係
北海道赤十字 血液センター	〒063-0802 西区二十四軒2条1丁目1-20	011-613-6652	011-613-4131	総務課
東日本電信電話(株) 北海道事業部	〒060-0001 中央区北1条西4丁目 NTT大通4丁目ビル	011-212-4466	011-222-9254	災害対策室
(株)NTTドコモ 北海道支社	〒060-0001 中央区北1条西14丁目	011-242-1961	011-241-5355	ネットワーク部災害対 策室
KDDI(株)	〒060-0003 中央区北3西4丁目 大同生命札幌ビル	011-223-2826	011-218-3722	北海道総支社管 理部
ソフトバンク(株)	〒060-0042 中央区大通西4-6-1 札幌大通西4ビル	011-272-2388	011-272-0622	地域総務部 東北・北海道総務 課
北海道ガス(株) 本社	〒060-8530 東区北7条東2丁目	011-792-8320	011-792-8122	保安推進部保安 推進グループ
旭川ガス(株) 江別支社	〒069-0815 江別市野幌末広町38-2	011-382-4211	011-385-2471	江別支社本部 導管保安グル ープ
日本放送協会 札幌放送局	〒060-8703 中央区大通西1丁目	011-221-5097	011-231-4997	メディアセンター

機関名	所在地	電話番号	F A X	担当窓口
北海道テレビ放送(株)	〒060-8406 中央区北1条西1丁目	011-205-7676	011-233-6008	報道情報局報道部
北海道文化放送(株)	〒060-8527 中央区北1条西14丁目	011-214-5321	011-271-5497	報道スポーツ局 報道情報部
(株)テレビ北海道	〒060-8517 中央区大通東6丁目	011-232-7160	011-232-7173	報道制作部報道課
(株)エフエム北海道	〒060-0001 中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル	011-241-0844 011-232-8438 (土日)	011-251-6305	総務部
(株)エフエムノース エープ	〒060-0007 北区北7条西4丁目 新北海道ビル	011-707-6505	011-707-8311	編成局
(株)S T Vラジオ	〒060-8705 中央区北1条西8丁目	011-272-8354	011-272-8392	編成制作部
(一社) 札幌市医師会	〒060-8581 中央区大通西19丁目	011-611-4181	011-643-1511	事務局
(一社) 江別医師会	〒067-0014 江別市4条7丁目	011-383-2136	011-384-4786	事務局
(一社) 千歳医師会	〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34	0123-24-3549	0123-24-3529	事務局
(一社) 恵庭市医師会	〒061-1373 恵庭市恵み野西1-23-11 ケイセンビル2階	0123-37-5236	0123-37-5237	事務局
(一社) 北広島医師会	〒061-1133 北広島市栄町1丁目5-2 北広島エルフィンビル1F	011-373-6344	011-373-6295	事務局
(一社) 石狩医師会	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目9番地1	0133-77-5588	0133-77-5598	事務局
(一社) 札幌歯科医師会	〒064-0807 中央区南7条西10丁目	011-511-1543	011-511-1530	事務局
(一社) 千歳歯科医師会	〒061-1415 恵庭市泉町24番地1	0123-33-0192	0123-33-7961	事務局
北海道土地改良 事業団体連合会	〒060-0005 中央区北5条西6丁目1-23	011-221-2292	011-221-2258	技術管理部
(一社)札幌地区 トラック協会	〒065-0028 東区北28条東1丁目	011-751-4231	011-712-4206	専務理事
(一社) 北海道バス協会	〒060-0001 中央区北1条西19丁目2	011-621-4161	011-621-1566	協会事務局
(一社) 北海道警備業協会	〒064-0804 中央区南4条西6丁目8番 晴ばれビル7階	011-242-8800	011-242-8822	協会事務局
(一社) 札幌建設業協会	〒060-0004 中央区北4条西4丁目 札幌国際ビル3F	011-261-6182	011-251-2315	総務課

第2 災害情報及び被害状況報告

各市町村の振興局に対する災害情報及び被害状況の報告は、北海道地域防災計画に定める次の「災害情報等報告取扱要領」によるものとする。

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報						
報告日時	月	日	時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)				受信者 (職・氏名)		
発生場所						
発生日時	月	日	時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他					
関係の状況 ライフライン	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他					
応急措置の状況	(1)災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置				
	(2)災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数	
		(救助実施内容)				
	(3)避難の状況	区分	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(6)応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
市町村職員		名				
消防職員		名				
消防団員		名				
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					